

会 議 録 目 次

平成27年第3回海田町議会定例会（第2日目）

平成27年6月4日（木）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問		
	○大高下光信議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	○岡田良訓議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	○宗像啓之議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	○西山勝子議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	○前田勝男議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	29
日程第2	第31号議案	工事請負契約の締結について（海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事）	42
日程第3	第32号議案	工事請負契約の締結について（海田南小学校体育館耐震補強等工事）	50
日程第4	第33号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52
日程第5	第34号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	58
日程第6	第35号議案	海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	64
日程第7	第36号議案	海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	64
	(延 会)	・・・・・・・・・・・・・・・・	73

平成27年第3回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成27年6月3日(水)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 6月4日(木)9時00分宣告(第2日)



4. 応招議員(16名)

1番	大高下 光 信	2番	大 江 康 子
3番	兼 山 益 大	4番	下 岡 憲 国
5番	住 吉 秀 公	6番	宗 像 啓 之
7番	桑 原 公 治	8番	岡 田 良 訓
9番	西 田 祐 三	10番	多 田 雄 一
11番	宮 坂 二 郎	12番	西 山 勝 子
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生



5. 不応招議員

なし



6. 出席議員(16名)

1番	大高下 光 信	2番	大 江 康 子
3番	兼 山 益 大	4番	下 岡 憲 国
5番	住 吉 秀 公	6番	宗 像 啓 之
7番	桑 原 公 治	8番	岡 田 良 訓
9番	西 田 祐 三	10番	多 田 雄 一
11番	宮 坂 二 郎	12番	西 山 勝 子
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生



7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山岡寛次							
副町	長	三宅信行							
総務部	長	臼井真							
福祉保健部	長	湯木淳子							
建設部	長	久保田誠司							
総務部次	長	丹羽勤							
財政課	長	鶴岡靖三							
総務課	長	脇本健二郎							
税務課	長	近森茂							
住民課	長	吉本真人							
社会福祉課	長	新藤正敏							
こども課	長	森川雅枝							
長寿保険課	長	伊藤仁士							
保健センター所	長	森原知美							
都市整備課	長	龍岩広幸							
建設課	長	木村生栄							
上下水道課	長	早稲田誠							
町民サービス室	長	松浦邦彦							
教	育	長	中村弘市						
教	育	次	長	石川直之					
学	校	教	育	課	長	中川修治			
教	育	指	導	監	小	林	伸	二	
生	涯	学	習	課	長	宮	垣	将	司

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 下 義 博
主 任 主 事 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1 一 般 質 問
- 日 程 第 2 第31号議案 工事請負契約の締結について（海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事）
- 日 程 第 3 第32号議案 工事請負契約の締結について（海田南小学校体育館耐震補強等工事）
- 日 程 第 4 第33号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 5 第34号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 6 第35号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 7 第36号議案 海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 8 第37号議案 平成27年度海田町一般会計補正予算（第2号）
- 日 程 第 9 第38号議案 平成27年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日 程 第 10 第39号議案 平成27年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日 程 第 11 第40号議案 平成27年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日 程 第 12 発議第5号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

- 議長（久留島）皆さんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第12に至る各議案でございます。日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。1番、大高下議員。
- 1番（大高下）1番議員、大高下です。本日は1項目について質問いたします。障がい

者福祉の充実について。町の福祉施策の一つである福祉タクシーは、他の自治体に比べて枚数が少ないという意見を耳にします。そこで質問いたします。1、タクシー券の交付対象者はどのように推移していますか。2、交付したタクシー券に対し、実際に利用された人数及び枚数は何枚でしょうか。3、今後枚数を増やす考えはありませんか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。今日もよろしく申し上げます。それでは大高下議員の質問に答弁いたします。障がい者福祉の充実についての質問でございますが、1点目については、年度当初の交付対象者は、平成25年度568名、平成26年度585名、平成27年度574名と横ばいとなっております。2点目については、平成27年3月の利用者は123名、利用枚数は347枚、平成26年度全体の利用者枚数は5,307枚となっております。3点目については、本年度から腎臓機能に障がいがあります人工透析を受けている方の交付枚数を36枚から48枚に増やしております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）それでは、再質問いたします。最初に、利用状況についてですが、質問通告では、交付した総数と実際に使用された枚数を質問していたんですが、ちょっと違うと思うんですけど、どうですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）平成26年度の利用実人数については集計をしておりません。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）交付した枚数と、総数と、枚数は分かるんじゃないですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）交付した人数は、456名でございます。利用枚数は5,307枚です。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）交付枚数につきましては、障がいによって、24枚の交付と36枚の交付がありますので、交付枚数の総数はちょっと把握しておりません。

○議長（久留島）交付対象者の推移を。回答できますか。はい。社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）交付枚数は平成26年度で9,696枚です。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）タクシー券の交付枚数と実際の利用枚数には大きな差があるようですが、その理由はどのように考えておられますか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）はい、このタクシーの助成につきましては、上限額 640 円ですので、当然自己負担が発生しますから、その分、利用を控えている方がいらっしゃるかと考えています。

○議長（久留島）大高下議員。

○1 番（大高下）続きまして、枚数の増につきましてお尋ねしたいと思います。一つは、タクシーを多く利用される方にしてみれば、今の交付枚数では全然足りてないと思いますが、枚数を増やしてほしいといった要望はありませんか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）はい、腎臓機能障がい以外の方につきましては、平成 26 年度、交付者 1 人あたりの平均利用枚数が 10.9 枚ということもありますので、今のところ、交付枚数を 24 枚から増やす考えはございません。それと、利用者の方から増やしてほしいという声も特に上がっておりません。

○議長（久留島）大高下議員。

○1 番（大高下）続きまして、定期的にタクシーで病院に通っている人にとっても、もっと増やしてほしいのではないかと思います。枚数を増やす考えはありませんか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）先ほども答弁しましたが、交付者 1 人あたりの平均利用枚数が 10.9 枚ということもございまして、腎臓機能障がいの方につきましては、今年度から 36 枚から 48 枚に増やしておりますので、それ以外に今のところ増やす予定はございません。

○議長（久留島）大高下議員。

○1 番（大高下）次に、あの、この制度の見直しについてお尋ねしたいと思います。過去にはバスカードを交付していた頃、今の制度とでどちらが利用しやすいと考えていますか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）過去には確かにバスカードとタクシー券を利用者が選べるようにしておりましたが、バスカードの交付者が減ってきたこと、またタクシーの方が重度の障がい者にとっては、外出しやすい、また、社会参加の促進につながるということで、タクシー券のみの交付としております。

- 議長（久留島）大高下議員。
- 1番（大高下）それでは、今の制度を見直す考えはありませんか。
- 議長（久留島）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（新藤）はい、バスカードを交付するという考えは、今のところございません。
- 議長（久留島）大高下議員。
- 1番（大高下）最後ですが、いろんな制度も活用してもらってはじめて意味があるので、状況によっては見直しをすることも必要だと思っております。福祉タクシーについてもいろんな意見を伺っておりますので、是非ともご検討いただきたいと思います。終わります。
- 議長（久留島）8番、岡田議員。
- 8番（岡田）8番、岡田です。2点について、お伺いたします。まず、戦争立法について。安倍内閣は国民多数の反対の声を踏みにじり、自衛隊の恒久的な海外派兵と武器使用、アメリカの戦争への参戦を可能とする平和安全整備法案と国際平和支援法案を国会に提出をいたしました。これは、集団的自衛権の行使容認の閣議決定、去年の7月1日ですけれども、これと、日米新ガイドラインの具体化として憲法9条破壊の戦後最大最悪の暴挙であります。そもそも外国で、海外での武力行使は、それ自体国際紛争の解決にあたって武力行使を禁じ交戦権を放棄した憲法9条が禁止する行為そのものであり、法案は、日本国憲法の根幹に対する許しがたい破壊行為にほかなりません。海田陸上自衛隊第13旅団、中国5県の地域を担当する司令部で、海田町には1,800人が駐屯しています。多くの隊員とその家族が暮らしております。2005年1月には、第三次イラク復興支援業務の要因派遣の名目でイラク戦争への派兵がありました。また、日本製鋼所は日本で唯一の砲製造工場で、戦前は主として海軍兵器を生産していましたが、現在は陸海空自衛隊向けの機関砲・戦車砲など各種砲、ミサイル発射装置、システム兵器など多種の防衛機器を提供、近年では、次世代対空機関砲などの開発にも取り組んでおります。今でもこのような状況にあるのに、日本が直接攻撃されてもされていなくても、他国の防衛のためを口実に、自衛隊による海外での武力行使が可能になり、殺し殺される道を進もうとしている今回の戦後最大最悪の暴挙、戦争立法に、町長として海田町の町民の生命と安全を守る立場から、断固抗議即時撤回を求めるべきではないか、見解をお尋ねをいたします。2番目に、被爆の継承について。私は先ほど先般開かれましたN

P T再検討会議の要請団の一員として、ニューヨークに行きました。核兵器廃絶は広島では当然のことですが、海外ではそうではないと思います。広島・長崎の被爆の実相は、一般市民にはまだまだ知られていません。広島市でさえ、小・中学校の広島・長崎の原爆投下の年月日と日時に関する知識も低くなっており、被爆の継承に課題が出てきているという現実があります。そこでお尋ねをいたします。海田町で原爆の実態ををどのように伝えていきますか。子どもたちがどこまで理解をしているのか、把握をされているでしょうか。被爆 70 年、100 年を見据えた被爆の実相の継承、核兵器廃絶の世論づくりができる人づくりを重視した取り組みをすべきではないか、見解をお尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問の 2 番目の 2 点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。まず、安保法制についての質問でございますが、防衛・安全保障については、国の専権的事項であることから、国政の場において、十分に議論され国民に説明されるべきことであると考えております。次に、被爆の継承についての質問でございますが、1 点目については、庁舎ロビーにおきまして、原爆パネル展を行っております。3 点目については、被爆体験証言者の被爆体験を受け継ぎそれを伝える被爆体験伝承者の養成研修が、広島市において、平成 24 年度から実施をされております。この養成研修は、広島市民に限らず海田町民でも受講できることから、町独自で被爆体験を継承できる人づくりに取り込むことは考えておりません。それでは 2 番目の 2 点目の質問については、教育委員会から答弁しますのでよろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）被爆の継承についての質問でございますが、原爆投下の詳細について答えられる子どもたちの割合は高くはございませんが、平和教育は、本町全ての学校において学習指導要領に則って社会科等の時間を中心に発達段階に応じた学習を行っており、自他を尊重し合い、恒久平和を願う平和教育のねらいは達成できているものと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）それでは、再質問させていただきます。まず 1 番目の、今の戦争立法なんですけど、昨日も佐中議員に答えられたように、なかなか町長が積極的にそういうふうな撤回すべきというふうな考えはないようなんですけれども、やはり町長は、行政の責任者でもありますし、また政治家ですからね、やはり今この問題は、戦後 70 年、今日

本がものすごく岐路に立つとる訳なんですよね。それが、今の国会でも審議をされて、安倍首相も4月の終わり頃アメリカに行って、アメリカの、まだ日本で、国会で論議もしてないのに、アメリカの議会の中で、この法案を夏頃までに通すというふうなことで、どンドンどンドン前へ進んどる訳なんですよね。このときに、やはり町長として、やはり町民の皆さんの安全を守るというふうな立場に立ったらそれは町長の政治姿勢として、何らかのこの反対とかいうふうな意思表示をすべきではないのか、再度お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、昨日佐中議員の方にも答弁しましたように、防衛・安全保障については国の専権的な事項であることから、町としてのコメントは控えたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）前回の議会でしたかね、去年の7月に集団的自衛権の行使容認が閣議決定したときも同じことを聞いたんですけども、同じような答弁だったんですけども、去年の12月、11月だったんですかね、沖縄の知事選挙があったときに、俳優の菅原文太さんが、あの方が知事の応援へ行かれて、そのときに政治家としての役割いうんですかね、それは二つあるんだと言われたんですよね。一つは、国民を決して飢えさせちゃあいけないと、もう一つは絶対に戦争をしてはいけないと、こういうふうに言われたんですよね。やはりこのことについてね、町長は当然知っておられると思うんですけども、どういうふうに思われますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これ何度質問されましても、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）なかなか、今、本当に戦後70年で日本の方向が変わるというときに、やはり町長が政治家としてね、何も発言をしない、国の方針、方向を守るというふうな発言をすべきだと思うんですけども。それとですね、平成18年ですかね、こういうふうなことを見据えて、海田町国民保護法という条例ができるとる訳なんですけども海田町で、もしこういうふうになったら、今のこの海田町国民保護法に沿って、そういうふうな要請があった場合に、法的にそういうふうなことをされますか。

○議長（久留島）町長。何度質問されましても、この件については、コメントは控えさせ

ていただきます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それでは、今の海田町国民保護法に沿って、いろいろな法的なことというんですかね、そういうふうなことは進められるというふうになることになるんですけども、例えば、ここが、この道路が必要だということになると、それはその地権者の方、持ち主の方とかその合意がなくても、そういうふうなことができるというふうなことになっとるんですけど、そんなことが、行われるということなんですかね。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今回、岡田議員からいただいた質問の趣旨に対してのコメントは控えさせていただきますというように思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）やはり町長としてですね、町民の生活とか安全を守らにゃいけん訳なんですよね。例えば、これが、成立をしたら、この法案がですね、そうしたら、戦争とその対極にあるのは福祉施策なんですよね。これが大幅に変わってくる訳なんですよね。戦争と福祉というのは両極端のどこにある訳なんですよね。だから、地方自治体の本旨である福祉の増進をしようと思ったら、こりゃ、この法案にたいして反対せにゃいかん訳なんですよね。それが、町長は発言を控えさせてもらうとかいうふうなことになったら、そういうふうな施策というふうなのは大幅に後退するということになるんですけど、それを認めるということになるんですけども、それでいいですか。

○議長（久留島）町長。

○議長（久留島）何度答弁しても一緒でございます。先ほどから何回言ってもその問題に対しては、ノーコメントにさせていただきます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）何回質問しても、なかなか答え返らん、町長の思いをおっしゃってもらえないんですけども、残念ですけどもね、これはこれで置いときます。あと、被爆の継承についてですけども、今、実際にですね、海田の小・中学校を含めて、今の実相いうんか、例えば、広島市やなんかそうらしいんですけど、かなりの、いついつ原爆が落ちたとか、広島・長崎というふうのが、あまり皆さん生徒さんが認識してないというふうなことのようなんですけど、海田町にはそういうな調査いうかなんか、どれぐらいの生徒が認識をしないとというふうなことを思われてますかね。あまりここでは高くないよう

な表現がしてあるんですけども、高くないというのは、本当にまだまだそういうふうな教育がそのものが足りないんじゃないかと思うんですけども。その辺のところお願いいたします。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）海田町において原爆投下の日時・時間まで、各認識している児童は、小学校の場合は約3割、中学校の場合は約5割となっております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）小学校で3割、中学校で5割というのは少ないと思うんですよね。で、平和教育を毎年されて、答弁の中にも、平和教育のねらいはほぼ達成できたと思っておりますというようなことが書いてある、答弁で言われとるんですけども、小学生で3割ぐらいがそういう3割程度しか知らない。7割の方が知らないということになるんですけども、これでは、達成できたとかいうふうな段階ではないと思うんですよね。今のこの学習指導要領によってとかいうふうなことなんですけども、やっぱり広島市とかいうふうなのは独自のこういうふうな平和教育に取り組んどるんですけども、海田町ではそういうふうな独自の教育に取り組むとかそういうふうなことはやられるつもりはないんでしょうかね。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）各校、学習指導要領に則った取り組みで、主に社会科、総合的な学習の時間、道徳の時間等を用いて、平和学習についての授業は進めております。独自にという点では、現時点では考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）やはりですね、広島と隣接をするこの海田町、府中町も、坂町もそうなんですけども、被爆者の方もかなりおられるんですよね、そういうところで、まだ被爆の継承が十分でない中、高齢化どんどんなっていく。で、核兵器の廃絶の問題もありますけれどもそういうふうなのがなかなか廃絶のめどが立たないというふうな中でも、やっぱりそういった教育をもっとすべきじゃないでしょうか。それ、そういうふうな中で、次の世代いうんか、に、そういうふうな人、育成をしていくというふうなことはものすごく大切だと思うんですよね。で、私はNP Tの再検討会議の要請団で行きまして、アメリカの、これ高校だったんですけども、高校でアメリカの高校というのは、服というのは自由なんですけども、そういう高校で、広島出身の方が被爆証言をされた

んですけれどもね、で、多分聞かれる高校生、1クラス、ちょっとぐらい多かったんですかね、高校生で被爆体験を聞くというのは初めてだったらしいんですけど、その中で、学校の先生ですかね、先生が、ものすごく積極的いうんかそういうふうな格好で、そういうふうな被爆証言の場をつくられるというんか、つくってもらおうというふうな格好になったんですけど、なっとろと思うんですけども、聞いた高校生は、ものすごく感動、高校生ですからある程度わかると思うんですけどもね、感動されてそういうふうなことは実際に起こった人から聞く訳ですから、被爆された方から聞かれる訳ですから、ものすごくある意味では衝撃いうんか、だったと思うんですけども、そういうふうな体験いうんか、ここの海田でもやるべきだと思うんですよ。そういうふうな、何かこう、今の国の方針みたいなのばかりで、そういうふうな独自のものいうんか、そういうふうなのが、見えない中、やっぱりそういった独自性を出して、やはりこのなかなか、核兵器廃絶は本当に難しい問題なんですけども、やっぱりそういうふうな人を育てるというふうなものも、この広島、広島市ではないですけども、広島近郊として、ある程度の行政としての使命があると思うんですよ。特に広島市の場合だったらそういうふうな特別な使命がありますからね、そういうふうなものを汲み取って、やっぱり平和行政をやるべきだと思うんですけども、そういう独自のいろいろなところと、広島市と勉強しながらやるべきなんだと思うんですけど、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（久留島）

○学校教育課教育指導監（小林）被爆体験の継承等については、昨年度までもまた今年度も、小学校の方では、実際、平和公園に行って経験された方からの話を聞く、また、ピースボランティアの方から話を聞くっていう活動は行っております。今年度もその方向で行うというように把握しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それだけやられとって、それで理解されとる人が3割とか5割とかいうふうなのは、これはどう思われます。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）補足ということで、3割5割の説明をさせていただきたいと思います。

3割というのは「昭和20年、8月6日、8時15分」ということで最後まで答えられる子は3割という意味で、例えばつまり、年代が答えられないという子は3割に入ってい

ない、ということをつけ加えさせていただきたいと思います。じゃ、その7割の子、中学校でいうと残り5割の子が全て答えられないから平和についての継承ができていないか、また、今の核問題が全くわかっていないかということではないというふうに思っております。また、その中で実際の、被爆された方から聞く、または原爆ドーム、資料館等に行って写真・資料等を見る中で、そういうことは十分に把握し、学習ができているものというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）というのは、今からそんなに海田町独自で、今までできとるから、そういうふうなする気はあまりないというふうなことでしょいかね。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）もちろんこれまでもそうですが、これからもそうですが、あくまでも学習指導要領に則った社会科または総合的な学習時間を進めていきたいということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）私はね、学習指導要領もいいんでしょうけども、学習指導要領よりもさらに広島での平和学習とかいうのは、先を行つとる訳なんですよね。だからそういうふうなことをやるべきではないかということなんですよね、学習指導要領というのは多分全国一律だと思うんですよね。そうではなくて、やはりここの被爆地広島と広島県というふうなところから、やはりそういうふうなものを育成をしていくというふうなのを行政としてやらなくてはいけないのではないかということなんですよね。例えば、核兵器廃絶の署名やなんかにしても、私たちはなかなか英語がしゃべれないものですから、そういうときに、エックスキューズミーから始まって、日本の広島から来たフロムヒロシマといったら結構な方が振り向かれる訳なんですよね。この内容を説明をして、たどたどしい英語で説明して、そして署名用紙は英語で書いてあるんですけどこれ読んでくださいというたら、皆さん、日本と違って向こうは声を上げて読んで、納得をしないと、なかなかサインはしてもらえないんですけども、そういうふうな格好でやる訳なんですよね。一例ですけどもやはりそういうなきめ細かい、広島独自のそういうふうな教育いうんか、そういうふうなのが必要じゃないかと思うんですよ。例えばですね、これ一例なんですけども、核兵器をなくそうと思うたら、イコール原発の廃止をしてはいけないと、それが今、世界の流れなんですよね。どういふことか、お分かりだと思うんですけどもね、

だから、そういうふうな中でそういうふうな教育いうんかそういうふうなものも必要じゃないかということなんです。それが、広島独自いうんか、あるいはそれぞれの海田だったら海田、いろいろあるんでしょうけど、そういうふうないろいろ工夫をしながら、そういうふうなことをして行ってくださいということなんですけども、そういうことが、やる気いうんか、やるべきなんですけどもね。それは。そうしないと、今のこの広島の問題いうんか、そういうふうなことはなかなか達成できないんですよ。そのこのところをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）何度も繰り返しお答えをさせていただいておりますが、学校教育は全て学習指導要領に則って行っております。しかしながら私たちは、やっぱり広島に住む者、広島に住む子どもたちへの教育ということは当然考えるべきだということは把握、十分承知しているところでございます。その中で、例えば学校行事として、8月6日に登校日に行い、そういう被爆者の方に来ていただいて話を聞くであるとか、社会見学会等で原爆ドーム、資料館等に行くというところは、その学校の独自性、または広島市に近い海田町での独自の取り組みであるというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）しつこいようなんですけどもね、今のね、資料館とか、あるいは地下の国立の、ああいうふうな所は、別に、どこの学校も行きよる訳なんです。別にここが特別に行きよるとか、そういうふうなことではないと思うんですよね。だから、そうではなくて、やはりそれも含めてなんですですけど、これほかの独自のやり方いうんか、そういうふうなものがあると思うんですよね。だからそういうふうな、やり方ですよ、そういうふうなのを工夫もしながら考えて、そうして、次世代、次の世代を担う訳ですからね、そういうふうな人に、次の時代を担う人を育てるというか、そういうふうなことを今のうちからいろいろと計画を立てて、そういうふうな、人材育成いうんかそういうふうなものはできないか、ということなんです。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今の議論の中で、海田町独自の平和教育ということでございますけれども、少しさかのぼってお話しさせていただきますと、14、5年前、20年以上前はですね、平和教育ということで、年間10時間程度特別な時間を設けて、その中で、さまざまな運動・活動を子どもたちにやっておりました。そのことが、当時、平成10年ですけど

も、文部省から是正指導を受ける一つの大きな要因になった訳です。と申しますのは、教育の中立性が確保されているのか、担保されてるのか、また発達段階に応じた平和教育がなされているのかと。こうした反省の中から、平成 10 年度以降、広島県の教育というものは、教育の中立性を確保しながら、政治運動、社会運動との明確な区別をつけるという、その方針のもとでやってきた訳です。その当時と比べて現在の平和教育っていうのは、海田町の中、また、広島県の中では随分と様変わりがしてきているという思いがいたします。その根幹になってるのは、やはり学習指導要領であり、先ほどから言っております学習指導要領であり、特に、広島ということの中でいっては、人類初の被爆県ということもありますし、そうした広島の特徴を生かしながら、昨日も私答弁いたしましたけど、平和を愛する心、平和を希求する心というものを子どもたちにしっかりと教えていくと、そういう今の教育の、広島県の教育の流れであります。また、広島市についてはですね、広島市の独特の平和ノートというのを使ったりして活動されておりますけれども、これを海田町の中でやるということには、少し難しい部分があるのではないかなと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）今教育長が言われましたけれども、確かに平成 10 年だったか、広島が是正教育ということで、多分文部省かどっかから教育長がこられた時期じゃないかと思うんですけれども、それで、見方によるんでしょうけどもね、私たちは、これどういうん、後退をしたというふう、この面ではですね、後退をしたというふうに思うんですけれども、それで、そういうふうな問題があって、なかなかちょっと足踏みいうんか平和教育そのものが停滞したというふうな格好だと思うんですよ。やはり、今のこういうふうな、今、平和を愛するとか教育長いろいろ言われましたけれども、まさにこの問題は、私が先ほど町長に、町長としてどう思うかということにつながってくる訳なんですよね。今、そういう岐路に立つとる訳ですからね、本当に。今、例えば、今の今度、マイナンバー制が来年 1 月から始まりますけども、これも、ずっと関連がある訳なんですよね。全部国がそういうふうな、それぞれを一元管理をすると。そうすると、健康状態であるとかそういうのも全部一元管理をしてくる訳なんです。そしたら、何年間かすると、今のままでいくと、自衛隊が海外に出て行くというふうなことになったら、それは、自衛隊に入る人がぐっと減る訳です。今 9 条があるから自衛隊に入っておる訳ですから、それがなくなってきたら、もう入ってくる人が少なくなる。そうしたらあと何年か経つと、ま

た必ず徴兵制みたいなのが出てくる訳なんですよね。そうしたら、そのときに今の国民番号制、マイナンバー制とかいうふうなのは、もう自治体にそういうふうなことをしなくても、国が直接できるようになってくるようなシステム、制度なんですよね。だから、そういうふうなものも全部見据えた、今のやり方なんですよね、国のね。だからそういうふうなことに對して、町長は、先ほど何回も問いましたけども、見解は述べないということなんですけども、これは今からの小学校・中学校の子どもさんも大きな影響を受ける訳なんですよね。これは確実に影響を受ける訳なんですよね。そのときに、今のような平和教育いうか、そういうふうなのをして、戦争はだめだよと、核兵器はだめだよと、こういうふうなことが言えるような、生徒いうんか、そういうものをつくっていくいうのもね、やはり、平和のためにつくっていくいうのも、やはり、学校の仕事いうんか、そういうふうなんじゃないかと思うんですよね。だから、今のままだったら本当にね、それは、2年、3年後じゃないかもしれんけれども、10年、15年したら、そういうふうなことになる訳なんですよね。そういうふうなのが、町長にお伺いしてもなかなか町長は返答してないんですけども、やはり、そういうふうな問題をはらんどるということですね、やはり、子どもたちもやっぱりそういうふうな平和教育いうんか、そういうふうなものをしっかりやっていかないけんのじゃないかということなんですよ。で、今先ほど言われた是正教育とか言われましたけども、まさに、そういうふうなどんどん是正教育をして行って、そういうふうな勢力が、戦争反対とか、核兵器は持たない方がいいというふうな世論が大きくなったらそれは困るから、そういうふうな是正教育とかいうふうな名の元で、足踏みをさせるいうんか、そういうふうな、なっと思っと思うんですよ。だから、やはりそうではなくて、やはり日本の反映をさせようと思ったら、やはりそういうふうな、徴兵制なんかしたらもう反映しなくなりますからね、そういうふうなものでなくて、やはり子どもたちに、そういうふうな平和の尊さいうんか、そういうふうなのを教えていただいているんじゃないかと、そのためには、やはり、このなかなか国ではそういうことを学習指導要領ではやらない訳ですから、海田としてもやっぱり独自にそういうふうなのがあるんじゃないかということなんですよ。で、何かこうどうしてもね、教育委員会だから国の方針ということになってくるんでしょうけども、こういうふうな問題いうのは広島独自の性いうんか、あるいは広島県の独自性、広島市のおかれた独自性、あるいは海田町でも同じことが言えると思うんですよね。だから、それをやはりそういうふうな立場に立って、教育やなんかも行うべきじゃないかということです。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）今議論に出ております平和学習とマイナンバー制度との多角的な相関関係は、私は答える立場にはないと思っております。しかしながら、学習指導要領に則った平和学習、それは社会科であり、総合的な学習であり、また、学校が考えておる先ほどから何度もお話しさしていただいておりますが、社会見学等での資料館、語り部に来ていただいている学習等については、尊重しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それじゃあ、海田町ですね、語り部、そういうふうな人たちに、特に8月6日が近づいてくるんですけれども、どれぐらいお話をされとるんですかね。例えば、こういうふうなことをやるから証言してもらえませんか、お話をしてもらえませんかというふうな割合いうんか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）小学校の方で8月6日に登校日を計画する学校があります。その学校の方からは被爆体験の語り部の方を探してくれという依頼が教育委員会の方に来ておりますので、今、それをあたっているところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○議長（久留島）それは、6校全部でしょうか。一堂に集めてやるのか、それとも学年ごとということか、ちょっとそういうふうなところがわかたらお願いします。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）現在では、海田東小学校のみです、海田東小学校が8月6日に全校集会を開いて、その場で被爆体験を語ってもらう予定となっております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）去年も同じような格好だったのでしょうか。昨年ですよ。今年だけじゃないと思うんですよ。ずっと今まで今のあれだったらずっとやっておられるような感じなんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、学校の方に来ていただくのは、今年度がはじめてでございます。昨年度までは、児童が平和公園の方に社会見学に行き、その場で話をいただいております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そういうことは、海田町で、学校に来てもらえれば一番ええんでしょうけども、なかなか高齢だからということで、実際生徒さんが話を聞く機会とかいうふうなのは、学校としてほとんどやってないということじゃないんです。広島の方だったらそりゃ、あれでしょうけども、海田町の実際に住んでおられる方、被爆をされた方いうんかね、ここで。広島から被爆してここに避難してこられたいうふうな方の話を聞くそのものいうんができてないということなんです。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）先ほど申しましたように、平和公園の方に行っているのが、小学校の方で4校中3校は行っております。その場で話を聞いていますが、今議員がご指摘のように、海田町在住の方っていう話では、まだ昨年度は行っておりませんでした。先ほど申しましたように、海田東小学校が今年度そういった方を探してるっていう状況でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）私は思うんですけどもね、広島の平和公園で、いろいろ被爆の話を聞く、これは修学旅行とかその他いろんなことで来られますけども、別に、特、どういうん、普通なんですよね、だから、別に裏を返せば、海田の小学校・中学校を含めて、そういうふうな独自の取り組みいうんか、そういうふうな取り組みそのものは、例えば、そういうふうな話を、体験を聞くとかいうふうなこと、ほとんどやられてなくて、今まで独自にですよ、やられていなかったということなんじゃないんです。今、いろいろと指導要領でやるとかいうふうなこと言われますけれども、実際には、そんなに、その、平和公園へ行くとかいうふうな格好だけで、海田の中でいろいろな体験をされとる方おられるんですけども、そういうふうな、実際そういうふうな近くの人の話を聞くというふうな場がないということなんじゃないです。学校でそういうふうな場をつくる、提供するいうんか、そういうことをされてなかったんじゃないんです。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）平和学習と申しますのは、あくまでも語り部の方から体験談を聞くというだけではないというふうに考えております。資料を見たり、またそういう状況を見たり、碑をめぐるっていうことも合わせての平和学習というふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）やはりね、今、被爆者の方、高齢でなかなか、証言が難しい、でも証言をしてもらいたいというのは、多い訳なんですよね。だから、資料を見て、そういうな学習するのもいいんでしょうけど、やはり一番はそういうふうな人の生の声いうんか体験、それを聞くことがやはり一番、どういうんですかね、効果いうんか、があると思うんです。だから、皆さん高齢になって、証言できないからいうふうなので、ほかの行政などもどうしようかというふうなことになっとるんですよね。だから、やはり、そういうふうなね、いろんな方法があるから、そりゃ資料を見るんだと、見てから学習するんだと。そりゃそうかもしれませんが、やはりそういうふうな体験を聞く、これが一番やっぱり、成果があるいうんか、やっぱり本当に、戦争はいけんと、まして核兵器を使うことはいけないということが直接伝わってくる訳なんですよね。だから、そういうふうなのを、学校としてももう少し積極的にね、もう時間、時間いうか、もう高齢ですからね、なかなか、そういうふうなこと、今までもあったかもしれないけどもなかなかできないという方、ことになっとる訳なんです。だからやはり、そういうふうなね、体験いうんか、をやってもらいたい訳で、今の証言集やなんかもなかなか、海田町として、問うたときになかなか作るいうふうなことになってないみたいなことを言われたんですけど、やはり、体験が無理、なかなか難しかったら、そりゃ証言集でもね、やはり海田町の人でね、作ってもらえるいうんか、そういうふうなことに努力をすべきだと思うんですよね。そうして、やはり、子どもたちに、70年前、こういうなことが実際に起きたというふうなことを、やはり、教えるべきだと思うんですよ。今の海田の駅とかあるいはお寺とか小学校やなんか、瀬野川やなんかでもね、実際にそういうふうな、どういうことか起こったんかというふうなことを、やはり伝えていかんじゃあいけないかと思うんですけども、その辺のところをもう一度ね、そういうふうな、積極的にね、そういうな伝えるふうに教育委員会として伝えるべきいうふうな考えられるお考えないか、お願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）先ほどの答弁と重なる部分ありますけども、海田の6校、小・中学校の教育というのは公教育なんです。この公教育っていうのは、元になるべきは学習指導要領であり、また広島県の教育方針であると思っておりますので、現在の教育というものをさらに充実していくと、その取り組みは当然いたしますけれども、それからはみ出るものではないと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そりゃ言われることは分かるんですよ。でもやはりね、広島市と広島県とか、あるいは広島市、海田町もそうなんです、やはり、世界から見たら、やはり最初の被爆国、被爆地なんです。そこのところをね、やはりもう一度ね、お願いを考えになってね、やはり、学習指導要領というのは、今の国の方針というのは、そんなにね、平和教育を積極的にやれとかいうふうな教育じゃないと思うんですよ。やはり、そこを広島県あるいは広島市、海田町というふうなこの場所ですよ。そういうふうなのを踏まえた上でね、やはりこういうふうなね、平和教育というか、いうふうな、国の一元的なやり方ではなくて、やはり、少しはね、特化してもね、そりゃ、別に問題ないと思うんですよ。それは。やはり今のこの情勢から見たらね、こんなことは、こういうふうなことはすべきだと思うんですよ。だから、やはり学校として、町の教育委員会としてね、やはり、こういうふうな問題というふうなのはやはり、ちょっと、重く受け止めてもらって、やはりそういうふうな、それこそね、70年はあるけども100年というのはもう確実にないですからね。被爆者の方にとって。そういうふうなのを踏まえてですね、やはり、もう今でも遅いんですけどもね、やはりそういうふうな教育いうんかがそういうふうなものをしてもらいたい訳なんです。もう一度、最後になりますけどお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）先ほどと同じ趣旨になりますけども、私は海田町だけ平和教育について特化していいとは、私は思っておりません。やはり、先ほどの学習指導要領に沿って、また広島県の教育の方針に沿ってやると。その広島県の教育の方針の中に、先ほども少し申し上げましたけれども、本件は、人類史上最初の被爆県であると、よって世界平和を発信する拠点として、期待されていることを指導する際に十分配慮することという項目が一つあります。これに基づいて、海田町としてもやっていくべきだと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）最後にしますけど、それはね、それは、どういうんですかね、極端に言うたら、お題目だけなんです、それ、それに、どういうんですかね、いろいろなこの精神をいれるいうんか、そんなことをしないとただ、文言で終わってしまう訳なんです。だから、そういうふうな人材いうんか教育そのものをして、それで、やっぱり成果が出るには、すぐには出んですからね、やっぱり、何年か経ってその成果が出る訳なん

ですけれども、そういうふうなことを見据えた教育いうんか、そういうふうなものを海田町でも、特化まではいきませんが、少しだけでもね、やっぱりほかの、それぞれ自治体で同じようなことをやっても違う訳なんですけれどもね、違う訳なんですけれども、やっぱり少しだけでもね、やっぱりそういうふうなことを考えた教育いうか、そういうふうなものをしてもらいたいと。なかなか、いわゆる要望はいけんということなんですけれども、してくださいということを発言して終わります。

○議長（久留島）6番、宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。まず冠水マップについて聞きます。一般質問を通告したときにはまだ梅雨入りをしていませんでしたが、既に昨日発表されたんですかね、梅雨に入っており、またこれから台風が襲来する時期に入ります。そして雨が降ってまいります。毎年のことですが、短時間雨量が多くなったとき必ずと言って、特定な道路が冠水しています。冠水した道路では、人車も通行できなくなり、数年前には冠水した道路に車が入り込んで、エンジンが水をかぶって動かなくなったことがあります。たまたま私おりました一緒に押し出したことが、これはあります。雨水幹線の整備が進み、以前に比べれば改善はされていますが、まだ完全には改善されていません。冠水時には、町も交通規制を通行規制を課されるために出動して現地確認をしていると思いますので、これをもとに冠水マップを作成するべきではないでしょうか。その上で、作成したマップを、少なくとも広報等で公開して注意を促すべきと思いますが、いかがでしょうか。次に、町内居住職員の水準について聞きます。災害発生時には職員の出動が必要不可欠となりますが、町外居住職員が多くなってる中で、緊急招集をかけても、集合までの時間がかかり、初動体制が遅れます。これまで何度か、町内居住者の職員採用を優先してはと提案してまいりましたが、制度上困難であるとの答弁ばかりでした。それでは、採用が困難であれば、採用者職員に町内に居住するような制度、例えば、町外から町内へ移転した職員へ手当を出すような制度を創設されてはどうでしょうか。このことについては、何か、今定例会で、条例改正が提案されているようなんですが、聞きたいことがございますのであえて質問させていただきます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁をいたします。冠水マップについての質問でございますが、大雨による道路冠水しやすい箇所については把握しており、3月26日に行われました自治会長との連絡会議の中で、雨による道路が冠水しやすい箇所を示した防災

パトロール道路冠水等箇所図を配付いたしました。これを活用してホームページ等で公表してまいりたいと思います。次に、町内居住の職員の推奨についての質問でございますが、本定例会におきまして、町内での居住の促進のために町内に住居を借り受ける職員の住居手当を増額する給与条例改正案を提案しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（久留島）宗像委員。

○6番（宗像）ほとんど、半分以上、解決しておるような気がして、再質問があるのかなと自分で思いながら質問させていただきます。ここで、3月26日、自治会長との連絡会議の中で、こういうものを配布されたというふうに答弁がございましたけども、これは、今までのデータをずっと蓄積したものを配付か、単なる冠水したところだけをマップにしたのか。要するにある程度のものを、雨の状況を踏まえてつくられたものなのか。どうなんでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）具体的に雨量何ミリになったらどこが冠水するというような具体的な話はないんですが、大雨により、海田町内で良く冠水する箇所について、マップを作成しお配りしたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）今までだから、雨が降った度に冠水したそのときに、当然出動しておると思うんですけども、そのときにどのぐらいの雨のときに、どの範囲がやっという記録は残してあるんでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）雨量計により町内のデータっていうのはございますが、先日、自治会長さんにお配りしたのものについては、そういった内容を特に反映したものではございません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）私は色分けぐらいして、どれぐらいの雨のときにこんな感じでっていうようなイメージで、考えてるんですが、ちょっと違ってるみたいなんです、私はそういうものをつくられて、今回配られたのは自治会長の連絡会議で配られたと。これは配られたというのはそれは自治会長さんに情報提供する意味で出されたのか、自治会の中で配っていただいて住民に喚起を促すために、配付されたのか、その趣旨について伺いた

いんですが。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）まずは地域のリーダーでございます自治会長、自主防災組織にお知らせをして、避難の参考にさせていただきたいという趣旨でお配りをさしていただいております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）道路冠水で避難というのはちょっと違うというような感じがせんでもないんですが、一番困るのは、自主防災というのが出動するよりも、住民がまずそこに行かないようにするのが私先決じゃないかと思うんで、もっともっと広い範囲で、せっかくここまでやられとるんなら、広い範囲で公開すべきであって、じゃないかと思うんですよ。それについての考えについて、いかがなんでしょう。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）議員ご指摘の、広く公表。それは必要なことだと考えておりますので、今後の方を積極的にしてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）公表の仕方について、たぶん上下水道課の方で年々改良されてると思うんです。年々どっちかというとは良くなるはず、ですよ。だから、僕、一番大事なのは、こういう雨の時期に、広報なり、第一答弁ではホームページ等で公開するとなっておりますけども、特に、この時期に合わせて住民にお知らせして、多分年々変わってくると思われるんで、毎年やるべきじゃないかと思っておりますので、是非ともやっていただきたいと思っております。次に、町内職員の居住の推進についてのことなんですけど、まさか今回条例を改正すると思いませんでしたので質問させてもらいましたけども、詳細については、そちらの方で聞かさせていただきますけれども、1点だけ、ちょっと、昨日、町長の行政報告の中にありました、職員の水防等の訓練のことで、確認というか聞かしていただきたいと思っております。この質問にあります災害時における緊急配備のことも含めてのことになりますけれども、今回の訓練の中で、町外居住者が参集するときに、公共交通機関、車等で来れなどを想定して参集する訓練については行ってるんでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）今回実施はしておりません。

○議長（久留島）過去についてこういうことを実施したことはございますか。

- 総務部次長（丹羽）過去にはございます。
- 6番（宗像）じゃあ行なったことがあるのであれば、そのときに、実際に参集にかかった時間というのは、どの程度時間かかっているか記録が残してありますか。
- 議長（久留島）総務部次長。
- 総務部次長（丹羽）記録の方はございます。
- 議長（久留島）宗像議員。
- 6番（宗像）多分、記録が残っておるのであれば、相当な時間がかかってて、初動体制、町内職員だけで、町内居住職員だけで対応し切れないと、呼ぶときに、相当の時間がかかるものと考えられますので、もっと最新にかかった平均時間を聞きたいので、多分元に資料がないと思いますんで、あえてここで聞きませんが、かかると思いますので、今後、今回出された条例、もっともつとするような形で、また次の条例改正の質問等でさしてもらおうことで、私の質問を終わります。
- 議長（久留島）12番、西山議員。
- 12番（西山）12番、西山勝子です。2項目数点について質問いたします。まず最初に発達障がい児支援の充実についてでございます。発達障がい児支援におきましては、平成17年に施行されました発達障害者支援法に、国、都道府県、市町村の役割として、発達障がい児に対して障がいの早期発見、早期支援、就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援等が行われるように必要な処置を講じる、とあります。そこで質問いたします。1、集団への適応力や社会性は5歳前後で個人差が出てまいります。早期に発見し早期に支援をスタートできる5歳児健診を実施されるお考えはありませんでしょうか。次に、小・中学校の特別支援児・生徒の事業においては、特に資格的な授業、タブレットとか電子黒板の活用が大事である有効であるという報告があります。特別支援児・生徒は視覚による授業が早期にスタートできるよう、教職員の研究・研修を実施されるお考えはありませんでしょうか。次に、歩行者を守るゾーン30の整備をということでございます。ゾーン30は、生活道路における歩行者等の通行を確保することを目的として、区域、ゾーンを定めて時速30キロの速度制限の実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行するための抑制等を図る生活道路対策でございます。警察、道路管理者、地域の皆様と協議調整してゾーン30をは整備する区域を検討されるお考えはありませんでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1番目の2点目については教育委員会から、それ以外は私の方から答弁をいたします。まず、発達障がい児支援についての質問でございますが、1点目については5歳児を対象とした発達に関するアンケートの実施や既存事業の見直しを行うことにより、5歳児の時点での発達障がいに関する支援を進めてまいりたいと思います。次に、歩行者を守るゾーン30の整備についての質問でございますが、まずは、先進地での事故防止の効果や実施方法を調査研究してまいります。それでは、1番目の2点目の質問には教育委員会の方から答弁をしますのでよろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）発達障がい児支援の充実についての質問でございますが、2点目については、今年度全ての特別支援学級担任に対し、タブレットを配布することとしております。タブレットの効果的な活用方法等については、今年4月に立ち上げましたICT教育推進委員会の中で、研究開発してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）はい、再質問いたします。まず最初に、5歳児健診の導入についてでございますが、アンケート調査は私が平成23年12月に就学前にアンケート調査をしたかどうかということで、平成24年度から実施をされております。この実施の経緯を見ますと、平成24年は、実施された人数が282名で、その結果、65名の方が一応心配な子どもさんであったと。平成25年は265人実施されて、56人が心配な配慮が必要な子どもがいましたと。で、平成26年は、272名、実施されて、64名が、一応心配、発達面で心配がある子どもさんがアンケートで発見をされております。これは、常に全国で調査されてる、1学級に対して6人から7人、そういう子どもさんを受け入れないといけないという実態が、やはり海田町でも浮き彫りになってきております。私が発達障がいの5歳児のための早期発見のために、5歳児健診の導入を図ったらどうかという質疑・質問させていただいたのが、平成20年でございます。今年平成27年にいたしますと、随分、環境も変化してきております。発達障がいに対する認識をはじめ、保護者の感覚も、随分、7年の間で意識が変わってきております。このアンケート調査を始めて3年間、確かに、海田町の発達障がい児の方に対する支援が充実してきていると実感しておりますけれども、ここでなぜ、改めて5歳児健診の重要性を提言といたしますか、させていただいたのは、就学前のアンケートですと、そのときに、発達障がいの疑いが

ある子どもさんが見つかって、保護者の方も、今まで心配だと思ってたけども、どうすればいいのか。でも、もう小学入学です。そのときの差っていうのは、もうなかなか追いつかない。ずっと6年間、中学校とずっとそのそれを少しずつでも改善するのが遅れる、年数を経たないといけないっていうことは、子どもたちにとって、大変、保護者にとっても大変な悩み苦しみだと思います。5歳児健診を提唱してますのは、3歳ではまだ、この子は発達障がいがあるのではないかという発見は難しいんです。しかし5歳になりますと、個性が出てまいりますので、5歳児ではもう発達障がい児を発見するには随分その有効な年齢でございます。今、海田町がアンケートを実施していただきまして、支援体制も随分充実してござっております。今回の答弁では5歳児の時点での発達障がい児に関する支援も進めてまいりますというご答弁でしたけども、このことを5歳児の時にアンケート調査をし、5歳児健診のときに疑いがある子どもさんにこの支援をしてくだされば、学校に上がったときに、もっと、学校教育に対してもですけど、その子どもさんに対して随分将来を決する大事なこの1年なんです。ですから、私はこのアンケート調査の結果を見ても、就学前では、やはり手当をするのが遅い。だから一年前の5歳児健診を実施することによって、1年間のその子どもさんにかかわることによって、小学校に安心して子どもさんも行けるし、保護者の方も安心して小学校の入学式を迎えられるという、思っておりますので、是非アンケート調査まで実施してござっておりますし、平成20年度に質問させていただいたときには、まだ専門医に云々とか、いろいろ状況が整ってないという答弁でしたけど、今は随分変わってきておられますので、もう一度、5歳児健診実施に向けて、お考えになる考えはないでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）5歳児健診でございますが、やはり専門医の確保等の問題もありますので、健診というのは難しいかと思っておりますけれども、やはり一番の目的である、発達障がいの支援についてはアンケートの充実や今の事業を実施している保育所の巡回相談、そこでしっかり事業を充実させて発達障がいの方をしっかりと見て、必要であれば、町が実施している心理士や医師の個別相談、それから専門医の受診等勧奨していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今専門医云々と答弁がございましたけども、それには5歳児健診のとき

に、アンケート調査とか動作、動きとか、新たなことだけをされて、そこで問題になった方だけに対して2次健診という形で、今の専門医などの導入を、医師の診断、最終的に医師の診断でございますけど、これは1次検診でひっかかった方に対して検診をするという方法もありますし、東京のある区におきましては、5歳児健診と銘打ちまして、まず、5歳児の方にアンケートを配布して、アンケートの結果、配慮が必要とある方だけに新たに通知を出して、今おっしゃった医師とか専門委員で観察をして、10月、11月に結果を出すという、今の、おっしゃることと、ちゃんと、1年前にアンケート調査をして早く発達を見極めるためのことが大事ですので、今のご答弁ですとアンケート調査はあくまでも就学前アンケートをするということであれば、何にも前進にはならないんです。ですから、もう一度町長、これは、将来にわたって、子どもたちがすくすくと育つ環境整備をするのか、遅れてしまった1年の差が、随分子どもの成長には違いますので、今の方法であまり変わらなくて、5歳児健診を導入することは可能なんです。別にすごく費用がかかるとか、そういった面ではございませんので、もう一度5歳児健診につきまして、導入に、お考えになることはないでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 確かにおっしゃいますように、早くそのことが分かれば、対応の仕方はいろいろあるということに通じると思います。そういうことにつきましても、今、担当、保健センターの所長が話しておりましたけども、前向きにですね、医師会等専門医とか介護のほうの考えを、いろいろな人と協議をしましてですね、前向きに検討していきたい、こういうふう考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山） 次に、今度は教育関係になってまいりますけど、児童・生徒特別支援をはじめ普通学級に通学はしてるけども、疑いのある子どもさんに対しては、視覚による授業、要はタブレットとか電子黒板を活用しての授業は随分有効であるという結論は各方面で出てきております。今回海田町におきましては、タブレット導入に向けての教育推進委員会を立ち上げられておりますが、この中で、支援学級の教諭っていいですか、先生方が何名入られて、別枠での研究・開発をされるのか。別にその支援先生のじゃなくっているんですけど、この推進員会の中で、特別支援学級に対しての研究は、区枠で開発・研究をまずなさるんでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、ICT推進委員会というものを立ち上げております。各校で2名ずつ、計12名です。その内訳は、各校の視聴覚教育担当の教員、に加えて、各校の特別支援学級の担任の代表の各校から1名、で、計12名での委員会となっております。この12名が協力しまして、効果的な教育活動について今年1年間、考えていくこととございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）私、すごく教育に対して、前向きな教育委員会に対して、特別支援の方の教育の先生方が、この推進委員会に入っているという事で、ほんとうに安心いたしました。次に、そういたしますと、一律にこのタブレットを含めた、教師が、授業をするという開始時期を、特別支援学級、または特別支援学級に入るまでにはいかなないけども、心配のある子どもさん方を、そのときだけ支援学級で、このタブレットを使った視聴覚授業を一律にスタートさせるのではなくて、一刻も早く、調査・研究をされて、格差があっても構わないと思うんですけど、早く授業に導入されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）タブレットの活用については、大きく二つ考えております。まず、先ほど議員の言われましたように、特別支援学級で有効に活用する方向、それに加えて、普通学級で発達障がいの可能性のある児童・生徒、たくさんありますので、普通学級での使用を考えております。今月学校にタブレットを配布する予定となっておりますので、それまで4月28日そして6月26日に事前研修を設定しまして、さまざまなタブレットの活用方法を各校に提示し協議をしながら、実際にもう今月末から始めて行く予定になっております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、歩行者を守るゾーン30の整備のご答弁ですけども、先進地での事故防止の効果や実施方法を調査・研究してまいりますというご答弁でございました。あまり広島県は、まだそんなに、このことが進んでいないと思います。近隣ですと、府中町の瀬戸ハイムが、あそこは、その地域の方が高齢者の方が多いので心配ということで、どうもその瀬戸ハイムのある地域の、大きなところなんですけど、その自治会が中心になられて県警と相談をなされて、今のあそこへ行きますとゾーン30という、路面に提示がされております。東京都とかいろいろよそのところでは随分進んでいると

ころもありまして、なぜこれが進んでいるかといいますと、交通事故が、随分少なく減少するという結果も出ておりますし、生活道路が集まった区域に通学路が含まれている場合には、ゾーン30を整備することは、通学路の安全対策上も随分有効であるということ、この警視庁が全国に、数値までは出しませんが、とにかく進めるようにという方針は、各県警に出してるところと認識しております。私が今回、この質問をさせていただきましたのは、税務署から2号線を渡って海田小学校に行くところ、次の今井外科がある町道1号、その隣の212号、ここが、何度も、私、危ないので30キロの標識が付けてもらえないだろうかという、住民の皆様のご意見・ご要望を聞いて、警察にも何度も、国道2号のところの信号に、青になりますと、青の間にすごくスピードを出されて通過される車両が結構ございます。そういったしまして通学路になっておりますし、どうにかありませんかという、何度も相談を受けて、いろいろな、スピード制限とかいろいろ対策をしていただいているところでございますが、今のこのゾーン30の設置の要綱の中で、3本のあそこの区域をまず、ゾーン30っていうのは海田町におきましてできる道路体系ではないかな、要件にそろう体系ではないかなという判断をいたしておりますので、今後、もしここが住民の方と、道路管理者と合意ができれば、なる訳で、そういったしまして、海田町域にはもっと設定したほうがいい地域が出てくると思いますけど、本当にこの問題、真剣に前向きに、今言った地域は、検査項目として調査項目として入れていただきまして、対応をしていただけるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）ご指摘の箇所もですね、交通量の多い非常に危険箇所であると我々も認識しております。しかしながら、警察とのタイアップがないとできないということで、至急にですね、事故防止につながることに對しては前向きにですね、警察等いろんなタイアップ、協議、また地元の自治会とかも踏まえてですね、あらゆる面を通じて事故防止対策に真剣に取り組んで、早急にやってみないと、こういうように思っています。

○12番（西山）終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は10時45分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、循環バスの定時運行についてお尋ねをいたします。過去にも尋ねておりますが、循環バスの運行時間の遅れが、最近特に目立っております。はなはだしい場合は20分ぐらいの遅れもあります。定時運行が違ったり、時間が狂うと、利用者が困ることはもちろんですが、バスの運転手自身も休憩時間がなくなり、事故につながるのではないかと思います。これからは暑い季節にもなりますし、利用者の身体的問題や、既にバスが通過したのではないかというふうないろいろな誤解を招いたり、利用者に不便をかけております。こういうことから、定時運行のできない理由は何であるか、お尋ねをいたします。また、今言いましたように、利用者が暑いとき、あるいはまた寒いときに、大変な身体的迷惑を被ると思います。例えば、屋根をつくるとか日除けをつくるとか、これの対策は何かないものか、お尋ねをいたします。また、運転手の健康管理や事故の懸念もあると思いますが、これについてのようにお考えか、お尋ねをいたします。さらに、現ルートに定時運行するのに無理があるのなら、見直す必要があるのではないかとということで、まず現ルートの無理があるかどうか、お尋ねをいたします。次に、今言いましたように確実に定時運行できる、そういうコースに直してはどうかということをお尋ねいたします。次に、防犯カメラについて。昨日も出ておりましたが、既に補正予算で2,000万円、防犯カメラの設置が、予算がとおりましたが、工事が行われている気配がありません。どのようになっているのか、お尋ねをいたします。次に、中学校にも防犯カメラを設置するということになっておるようですが、これも着手した様子がないように思いますが、どのようになっているのか。また、昨日も出ておりましたように、防犯カメラの台数が十分ではないということで、さらにこの度は20か所2,000万円だったかと思いますが、それぐらいで、町民の安全安心が守れるのなら、さらに、20か所ぐらいの主な交差点等に設置してはどうかと考えますが、町長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。次に、住民投票についてお尋ねをいたします。住民投票の実施期限まで、あと3か月。住民説明会の時間等を考えると、既に資料の配布や説明会の準備をする時期と思うが、その準備はどのようになっているかをお尋ねいたします。さらには、見直しの再見直しも示される時期にあらうかと思っております。海田町は連続立交をやってほしくないから、庁舎の移転でのりくらしと時間を費やしているのではないかとというような声も聞かれており

ます。町長答弁では、何度も、県の動きを見て対応をするの一点張りではありますが、これでは、県職も、本当に海田町は連続立交を望んでるのか、そういうふうには思えない、というような声もうわさに聞きます。海田町のことを思った見直しをほんとうに県がやってくれるのか。それには、いち早く庁舎の移転をし、仮設工事がいつでもできるようにすべきではないかと考えます。言われるように、線路は1メートルの用地買収が未完了であった場合には、即線路を引くことができません。いち早く庁舎の移転をし、そのためにも住民投票を実施して、早くその位置を決定すべきではないかと考えます。町長の考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問の2番目の2点目については教育委員会から、それ以外については、私の方から答弁をいたします。1点目については、朝の交通渋滞によるものと考えております。2点目については運行の情報は、問い合わせをいただければ、芸陽バスに確認しその状況を回答しております。3点目については、協定先の芸陽バスにおいて適切に管理しているものと考えております。4点目については、朝の渋滞時間を過ぎれば定刻どおり運行しておりますので、現行ルートに無理があるとは思っておりません。5点目については、現時点では見直しは考えておりません。続きまして、防犯カメラについての質問でございますが、1点目と3点目について私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。まず、第1期分として国、県の占用許可が必要ない部分については、6月上旬に入札を行う予定としております。工期は10月30日までとしております。また、国、県の占用許可が必要な箇所については、許可の協議が整い次第、進めてまいりたいと思います。次に、防犯カメラの増設につきましては、警察との協議により、必要な箇所や設置数について今後検討してまいります。続きまして、住民投票についての質問でございますが、住民投票の期日は平成27年9月30日までとなっておりますが、今後、広島県から示される広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案を見定めた上で、適切に対応してまいります。それでは、2番目の2点目の質問については教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）防犯カメラについての質問でございますが、2点目については、現在設置に向けて準備を進めているところでございます。具体的な予定としましては、6月中旬に契約を締結し、夏休み頃より工事を行い、2学期からの運用開始を予定しております。

す。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでは、再質問させていただきますが、まず循環バスということで、朝の交通渋滞によるものだということで、責任はルートにはないと、こういう答弁であります。その日の交通、その時間帯の交通事情等によって、町長は、日中の遅れはないという答弁であります。現実にはそういうものは起きております。どのように芸陽バスに尋ねておられるのか知りませんが、ここではね、ただ、運行の情報は、問い合わせしてくれということなんで、バスの停留所にそういう電話番号も何も設置されておられません。ただ、時間表だけが載っております。先ほど言いましたが、ちょっと時間がずれると、おかしいのバスが行ったんじゃないか、というようなことも聞かれる訳ですがね。そこで再度お尋ねしますが、そういう前置きはいいとして、ただ単に朝の時間だけと、本当にそのようにお考えかどうか、再度お尋ねします。

○議長（久留島）町民サービス室長。

○町民サービス室長（松浦）運行の遅れにつきましては、基本的に、朝の渋滞のみと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度確認をいたします。じゃ、日中の遅れは皆無と、このように理解しておるのかどうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（臼井）皆無ということではないとは考えております。その日の交通事情によって若干の遅れが出るケースもあるでしょうけど、慢性的に遅れておるのは朝の時間帯であると考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そのね、特に朝、通勤・通学で大変な時間なんでね。その時間に遅れて平然としておる。当たり前なんだと、慢性的に遅れておる、それでいいのか、それが町民サービスにつながるのかどうか。それをどのように認識しておる。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（臼井）確かに、朝の時間に通勤・通学の不便を、迷惑がかかっているという部分は十分理解しております。特に、東広、県道矢野海田線の交通渋滞の影響が出ているというふうに考えております。できれば一刻も早く、高架部分が完成して交通渋滞が

解決してくれればというふうに思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まさに他力本願の行政ということでね、あなた任せで、私どもはなんの責任もありません、とりませんと、こういうことなんでね。もっとやっぱり執行者としてねいろんなことをね、責任をもって考えにやならん。そのために、ここで聞いとるのが、例えばそういうことならね、朝の間だけでもルートを変更するとか、スムーズに走れる、これも過去にも随分言うてきとるんだけども、とにかくこの循環バスのルートがね、営業の路線と競合しておるのがほとんど、パーセンテージは知らんけども大袈裟に言うと80パーセント競合しとるんじゃないか、率は別ですよ、わしのつくりごとやけどもね。だからそこに必要のないところにバスが走って、いたずらに時間を遅らして利用者に迷惑をかけておる。そういうことならね、部長、朝の時間だけでも、町長も一緒よ、見直す考えはありません、こういうことじゃがね、利用者に迷惑をかけない、町民に利便性を図るということを考えるんならばね、朝のルート、昼のルート、昼は、例えば公民館とか役場とかそういうとこの利用しやすいコース、朝は通勤・通学のしやすいルート、このように考えてもいいんじゃないか。これが恒常的というか習慣になれば、誰しもが迷わずに利用できるんじゃないか、何かそこに知恵を働かせる必要があるんじゃないか。こういうふうを考えるが、どうなのか、そこらは。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（臼井）今のルートが定着していることもありまして、朝と昼のルートの変更というふうなことは、今時点では考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）のんべんだらりとやっとりゃあ、そこにおりゃあ仕事だけははできるわいと、多少遅れて町民に迷惑かかろうと我々には特別支障はない、こういうふうに聞こえる訳よ。全く無責任な言い方なんよ、ね。町民に高い金、年間、運賃収入もかければ年間1,800万、2,000万近い金かけとる訳よね。言い換えれば町民の税金なんよ。そういう人にね、迷惑をかけて平然と座っておれるというのは、わしはね、理解できん。もう一回その辺の考え、認識。どうなのか、そういう町民の迷惑、利用者の迷惑。そういうことを含めてどうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（臼井）朝の交通渋滞によるのもものと、原因であると考えております。これま

でも答弁したとおり、現行のルートを変えることも考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）情けない答弁しか返らんので、全くね、道路がよくなればバスが定時に走るよ。雨が降って交通渋滞が起きた、交通事故があっても、そんなことはわれらには関係ない。そこに座っとりゃお日さんが西行きやあどうにかなるよと、こういうようなね、情けない答弁。もっとね、真剣に考えてくれにゃいかんよ、やっぱりね、先ほども言うたように。やっぱりほいじゃったら、朝のルートだけ、学校行く子どもにね、児童・生徒いろいろおるじゃろうが、学生も含めてね、本当に親身になってね、利用者のこと考えな、いかなのじゃないか。その、しつこいようじゃが、副長、利用者のそういう利便性というか、そういうことを考えんのか。というのはね、何を言いたいかいうと、時間は別ですよ、朝8時の電車に乗りたいということでそのバスを待った。ところがバスが来たのが8時59分だと。当然、バスじゃない、電車に乗り遅れる。これはね、もともとの始まりですよ。交通弱者というかそういう、いわゆる高齢者の、免許証を返納した人とかね、そういう人たちに、安全に速やかに電車・バスのものをなんか今いるんな電車・バスの利用も含めて、あるいはそういう施設の利用、先ほど言いました公民館とかね、そういうところの利用をスムーズにさせていただこう、そういう趣旨で始まるとるのがこの循環バスなんですよ。にもかかわらず、迷惑がかかっても知りませんよというのは、これ、無責任やろうが言うことじゃないですか。あなたらの立場は、そういうことを言える立場ではないでしょう。どうなのかそこら。情けない認識持つとと思うが。それでも、考える気はないのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ルートを見直すとすると、現在利用されている地域で利用できない地域も出るようになります。そういうことを考えた場合、先ほどから総務部長が答弁しておりますとおり、ルートを見直すことは考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）これ以上言うてもしょうがないがね、先ほども言いましたようなパーセンテージはうそですが、普通の営業バスとね、80パーセント、これわしの考えじゃけえね、あんたらの考えとは違うかも分からんが、競合しとるんですよ。走らなくていいんですよ、旧道、あるいは新開蟹原線とか、ね、2号線は、何でもできる。まあ言うてもしょうがないが、ちょっと考えてやっぱりどっかでまたチャンスがあったら言いましょ

う。防犯カメラなんだけどね、補正予算で組んで6月に執行する。なぜ、半年、12月の多分じゃなかったかと思うけども、時間はいいとして、なんで6月まで待たにゃ執行できんのか、その辺が分からない。どうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）町内に設置する防犯カメラにつきましては、議会で予算お示ししておりますが、その箇所に設置するんですが、具体的に、どの場所にどの角度でどの方向にというのを詳細に詰めていく中で、この時期になったものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のバスと同じことでね、情けないの一点張りよ。まず、防犯カメラを設置しようというんならね、その先に、先ほども答弁もありました、警察とあるいは国、県のそういうことで、占用等の許可があるところ、今から打ち合わせします、何たわけたこと言うとするん、ね。設置しようとするならば事前にそういう打ち合わせはやっつくべきじゃないの。予算通るか通らんから分からんからやらなかつと、こういうことなの。まさに無責任野郎がいうことになる、今のバスと同じことで、ね。町民の安全安心を図るために、防犯カメラをつけようという、半年間もほっとくん。情けないの。今から警察と協議します、国、県と用地については今からどこに付けたらいいか、ほんじゃ、訳の分からん、いい加減な予算組んでやっとするんか、どうなんかそこら。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）設置箇所につきましては、3月の議会の補正予算でお示しにさせていただきました箇所に設置、27年度に30基の方針どおり設置を考えておりますが、国・県との協議につきましては、当然、予算通りましてからの協議ということにもなりますし、先ほど申しあげましたように、その、設置、具体的な設置箇所、カメラの方向等の検討もございますので、この時期になったものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから言うとするようにね、30か所、わし20か所いうて間違うとするが、それは30か所でもいいよ、20か所でもええ。設置しようとするならば、事前にね協議しとくべきじゃないか。その道路の形態。いわゆるその向きにもよるけどもね。右から見れば左カーブかもわからん、左から見れば右カーブかもわからんよ。その向き見りゃあ当然カメラがどういうふうに付けるかいうのは、そんなもの、30か所ポイントを地図にまで示したんだから、右向いて付けるか左向いて付けるかいうのは、誰だって分かる

んじゃないの。例えば、四つ角交差点にね、隣の家に向いて付ける。そんな馬鹿はおらんでしょう。それを今から検討しますというんだから情けないと言うとるんです。そのさっきのバスと一緒に。何の考えもなしにやっということを言いたい訳だよ、ね。だから無責任野郎だと、こういうふうに言うてる。どうしてこういうところに設置する、30か所ポイント地図に落として、議員みな配布しとるんだよ。そうしたらね、当然今言うたように右向きか左向きか、ね、向きによったら道路カーブ、右から見りゃ左カーブ、左から見りゃ右カーブになるのは当たり前のことや、幼稚園の子でも分かる。それを今から検討するというんだから情けない。まあ、6月に執行して10月にかかるいうんだから、こんなもの20台、30台付けるのに何で3か月も4か月もかかるんか分らんが、1日に1か所1台付けたとしても、30日1か月で、まあ日曜もあるけども、4か月もかかるのかい。本気になって町民の安全安心ということ考えとるんかどうかということ、疑わしい。小学校も一緒だ、何を考えとるんか。まず、検討できなかった理由は何か、設置前に検討すべきであったと思うが、どういうことなんか、今から検討するというの

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）警察協議の中で、その方向については、場所と方向については、警察協議の中で決めております。ただし、その角度、どういった角度にすれば一番よく映るかというたらような、具体的なところまでの詰めがございましたので、今回、詳細に角度の方まで詰めさしていただいた、それが主な理由でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）とにかくウソをいうての、その場をごまかしての、わしみたいなあほじゃけえ、どうでもごまかせる。カメラが首振りじゃとか何とかいうたんじゃないか、説明は。ね。そういう説明しておいて、設置の角度、ちょっとおかしいんじゃないん。カメラは自動で遠隔操作で首振りという説明を聞いとるんだよ。にもかかわらず設置の角度なんていうのは。教育委員会もどうなのか。今から校門の近くのどこに右に付けよう左に付けよう考えると、こういうことなのか。それから今の答弁してくれ。角度首振りじゃいうとるのにね、設置角度が必要なのか。うその答弁しちやつまらんよ。皆さん聞いとるよ。首振りじゃなんじゃ忘れたけども、上下が120度とかなんとかいうて説明したじゃない。それを今更になってね、設置角度が云々いうたって、おれがいかにあほでもね、それぐらいのことはぴんとくるよ。教育委員会も、4か所付けるか5か所か、今か

ら通用門に付けようか正門に付けるか玄関に付けようか、今から検討するんかいの。どがいなことを言うとするんかのこれ、でたらめよ。検討します、でたらめな説明じゃないの、ただ形式に三つ言うた、形式に、ボタン、ボタンじゃないカメラ付けりゃいいと思うとするのかどうか、今のそれ答弁。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）予算時に説明会さしていただきました30か所の防犯カメラにつきましては、可動式が必要なところ、防災上やはり下方向を見たい箇所については首振りで設置をさしていただく、その他のものについては、特に首を振る必要はない場所については、固定式で考えておりますので、角度、調整できる箇所は限定されるものと思っております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）教育長答弁におきまして、今後検討するという答弁はしておりません。

6月の中旬に入札を行うという答弁をしておりますので、そこは今後検討するということはございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あのね副町長、いい加減なことを言うちゃあいけん。まずね、予算を通しとるんだよ。ね、今の次長の答弁で、聞きましたが、場所によっては機種を変えんちゃあ首振りにせんちゃあいかんとかどうとかいうとる。どうやって予算決めたん、ほいじゃあ。検討するということじゃないのか、これ。全部30台首振りなら全部30台で例えば2,000万円組みました。分からんことはないよ。じゃ今の答弁、だからその場限りかうそをいうとするのかとさっきから言うとするんよ。で、今副町長偉そうに言うけどもね、検討するなんて言うこと、これっぽっちも言うたことないよと、言葉の中身は検討じゃないか。今課長のね、答弁あるじゃないか。場所をね、A点は固定式、B点は可動式という。どうやって予算決めたん。こういうね、あんたらうそのことを言うて、その場逃れをしようと思うから、そういう答弁にひっかかってくる、また質問するようになる訳。素直に言えば何でもないことなんよ。とにかく6月にやって10月に完成するというからええがね、今後ね、そういういいかげんな答弁してくれちゃ困るよね、副町長。検討そのものの言葉を使うとらんかもわからんが今言ったように、場所によって首振りします、場所によって固定します、これ、検討じゃないのか、副町長に、特に尋ねる。検討と違うか、どうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）予算の承認をいただきまして予算執行までに、時間がかかるものとかからないものがございます。検討というよりは、予算執行上必要な措置をとってるものがございます。先ほどの議員のご質問は、今後検討するというふうにおっしゃられたので、そこについて答弁したものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）わしとあんたと喧嘩しとってもしょうがないがね、そういうふうに機種やら首振りにしますやら言うから、ね、検討に当てはまる訳よ、そういうことが。いい加減な。それから、町長答弁でもいいんでしょうか、ほんじゃ、ここにあるんだよね。防犯カメラの増設につきましては今後考えると、こういうことで今から協議するんだが、これはどういうふうにするんか知らんけども、しっかりやってね、全通学路をカバーせえ、というのも非常に難しいと思うが、主要な所必要な所、今30か所2,000万円のできるいうから、町長いつも言われる、安全・安心のまちのために2,000万円なんてね、わし、安いもんじゃと思う。さらに30カ所いうたらね、わし20カ所じゃと思うとったがね、さらにだったらかなり海田町はそういう防犯カメラで安全・安心のまちになると思うね、そういうことで、そいつは要望で終わるけども、住民投票なんだけどもね、9月30の日、町長、今さら日にちは忘れたとは言われないうが、先ほどもちょっと言いましたがね、海田町は連続立交やってほしくないから、いわゆる庁舎で邪魔して、できんようにしとるんだろう、というような、冗談とも本音とも分からんようなことを言う人も、わしの友達の中にもおる。だから、こういうものはね、いち早く庁舎をどけて、ここまで準備したんだからやってください言うべきじゃろう。県の動向を見て対応を見てどく、とか、何とかしますじゃどうじゃ言うて。ほいでもう一つ、本題から先に行くけども、昨日の答弁、副町長あったと思うが、6月の早い時期とかいうような答弁、見直しが出るんじゃないかというのがあったが、これについてもうちちょっと分かりやすく説明してもらいたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）昨日も答弁いたしましたように、5月末に一定の成果品が県に納品されております。そういう状況考えますと、6月中には、それも6月のある程度早い時期には、県の方から見直しの再見直し案が提示されると、そのように私は考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）これ非常に難しいとは思いますがね、単純に言うと上旬・中旬・下旬という言い方、単純に言うと、1か月、単純に30日で計算すると、10日ぐらいまでということになるが、副町長、漠然と、そりゃ相手があることじゃから難しいと思う、最初に言うようにね、これぐらいには出て来るんじゃないかの、少なくとも15日ぐらいには出るんじゃないかなというような、早い時期というたら15日は中ほどやけえ、未よりは早いんかも分からんがね。どうなんか、ある程度の予想は。どっか、ちらっと心の底にあるんじゃないか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）早いうちにとというのは、私の希望です。私としては、ですからそういう意味では、少しでも早くに示してほしいと思っておりますが、最終的には、はっきり言いまして、あちらも組織が大きゅうございますから組織内決定とか考えると、6月中にはあるのではないかというふうに思っておりますが、希望としては、早いうちに。それは、先ほど前田議員のおっしゃられた日にちぐらいまでに、示してくればそれはいいなというふうに思ってます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでね、本題のほうの住民投票なんだけどね、やっぱりそれなりの資料とかなにかやっぱりね、町民に示すもの、少なくとも準備、提示はしないにしても、何かそれらしきものをつくらんやいけんのじゃないかと思う。その辺の準備状況はどういうふうになっとるんかの。ここではどういうて言うてるんか忘れたけども。説明会の準備とか、そういう資料の配布とかいう言い方をしとる訳ですがね、何もなしでその時期をただいたずらに待つのかどうか、ちょっとその辺を聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）基本的になります2か所の比較論というところは出ておりますが、そのときの比較論をつくったとき、段階では、連立の、いわゆる現計画に基づいてこのような形になるというところまでできておりますから、そこを修正する必要があります。それ以前の問題といたしまして、今からつくらなければいけない一番大きなものは、県から示された、見直しの再見直し案に基づいて、連立が、その受け入れるかどうかということもありますが、もし受け入れるとしても、その連立によって町のまちづくりがどのようになるか、それが、二つの2地点に対してどのような影響になるかという資料をつくる必要が出てまいります、ここについてはまだ準備ができておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あのね、そういう比較資料ももちろん必要ではあろうけども、少なくとも、立交をやるにはね、仮線の用地も必要であるということから、庁舎が当たることは明確なんよね。まあ、川の側につくればいいのかどうか知らんが、既にそういうことで補償で建て替えられた家もある訳だから、川の側に仮線を引くっていうのは実際は用地の形態等から見てもね、できないと思う。だから、そういうことから考えると、どうしても山側というんかそっちになっていくんで、仮線の位置がですよ。だから、たとえそのものが、現計画、例えば海田市駅だけにとりますと、3層方式とかね、あるいは2層であろうと、何であろうと、庁舎は当たるというんか支障がある訳よの。連続立交やるためには。そうするとやはり、いち早くそのほうの準備。だから再見直しは、やらないというんじゃなくして、やりましょう、何とか立交やりましょうということで、最初の見直しはやらないという通知がきた訳ですよ、去年一昨年か。3年ほど前の8月何日やったか。今度は、それを、コストを下げてでもやりましょういうととるんだから、庁舎を移転する必要がある、こうふうに認識するんだが、それはどうか、どういうふうに認識しておる。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）12月に、現計画の効果が出るようにという依頼をしておりますから、おっしゃられるように、特に現計画を考えた場合にこの庁舎の移転というのが必要になり、ここに高架ができるということを期待しておりますが、それは再見直し案というものを最終的に見ないと確定しないと思っておりますので、それも、間もなくそういった提示はあるものと期待しておりますので、それを見てから、その部分についてはご答弁したいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）もうあの、なくなるけえやめるんじゃがね、では再見直しはやりましょうということが前提で出とると思うんよ、ね。分かり易い言い方をすると見直し案はやらないということで出たと私は考えており、要するに中止、分かり易い言い方ね、見直し案は、この東部地区の連続立交はやめます。少なくとも海田町部分についてはやめます。これが見直し案、再見直しはやりましょうやっぱり。ただ、2層にするか3層にするか、そこらをいかにしてコスト下げて、立交ができるか。こういうことをいうとるのが再見直し案なんよね。その辺の認識はどうなん、わしの認識と違うかどうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）12月の段階において県が検討したいという中には、おっしゃいましたような、呉線との乗越しをどうするかという部分と、もう一つ、連続立体交差の区間をどのようにするかと、いうところを、高さその他で考えたいというところがありましたので、前田議員がおっしゃいました、海田市駅を3層から2層にするだけの見直しにとどまるのかどうかというところについては、未確定であると思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ちょっと答弁が違うんよ、副町長、よう聞いてくださいよ。いわゆる、最初の見直し案というのは、中止で出たのよ。最初のぶんはね、やらないというて出たん。で、再見直しは、やります、今言うた呉線がどうであろう、本線がどうであろう2層がどう、そんなことはどうでもええのよ。いわゆるやりましょうということが再見直し案だと言うておる。そのように認識しとるのかと聞いておる訳よ。わかる、最初の見直しはやらない、中止ですよ、1回目。東部地区の連続立交、海田町部分はやめます。これが1回目。2回目は、やっぱりコストを下げても何とかしてやりましょう。やりましょうというて出たんです。わしはそういうふうに認識しとるんじやが、町長部局はどのように認識しとるか、ということを知りたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、全てをやるのか、どこかの部分について短縮するとかそういうことがあるのか、ここの部分については未確定であると。その、一昨年の8月に、言われたように、海田町において連続立体交差がなくなるという案は、さすがにもう出てこないと思います。海田町内においては、何らかの連続立体交差がされるとは思います、それが、現計画と同規模なものかどうかというところについては、私は、未確定だというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そこらがね、非常に濁し濁し、副町長、あんたうまいこと逃げておるつもりじゃろうがね、わしだから、端的にいうてくれいうて言うてる。1回目は中止、2回目は何とかして安い方でもやりましょういうて、だからやるのかやらないのか言うて聞いておるだけのことなんよ。呉線がどうか2層がどうか、そんなことを聞いておるんじやないのよ。的確に答えていうてるんだよ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）全くそのとおりにやるということはとても答弁できません。そういった一定の条件のもとで、再度連続立体交差をされると、そういったことになるというふう
に思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まあ、言いにくいんじゃないと思うが、やる方向で再見直しがでとるいう
のをしっかり認識してもらいたい、の。そうせんとね、ほんまにさっきみたいに海
田町が望んどるんかどうかい、姿勢が見えんのよ。本気で、そういうな見直し、じ
ゃない、再見直しか、連続立交やってほしいんなら、いち早くその準備をせにゃいかん。
どうもその濁してね、のらりくらり県の出かたとか言うのとるから、また次の機会見て言
うけどもね、やっぱり、その、ここまでやったんだから、いうのを県に姿勢を示さん
にゃいかんのじゃないか。ただ県の動向を見てとか、再見直し案が出てくるのを見て、そ
こから考えますいうたら、そこからだけでも庁舎の移転だけでも2年ぐらいかかるよ。
基本設計やってね、実施設計やっていうようなこというて、設計だけで1年かかって、
工事に1年かかって、ととてもとてもそんなこと言うとしたんじゃ、今からでもまた15
年、20年先になってしまう。皆さんこの辺で笑うとるけどね、みんな見通し暗いのばっ
かりよ。だから、見通し明るうするためには、副町長、やっぱり真剣に前向きに考えに
ゃいけんのじゃないか、そんな県の動向でいつまでもそれで行くのかどうか、ね。率先
的に進めていかんのかどうか。まあ、同じことの繰り返しみたいなのとるけどね、どうか
いのそこら。やっぱり見直しで示されんことには動けんとかね、それじゃとれんじゃな
いか思うが、どうか、最後。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）庁舎移転問題につきましては、連続立体交差の再見直し案が出た後で適
切に対応してまいりたいと、そのように考えております。

○14番（前田）終わります。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。再開は13
時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前11時27分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第31号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（山岡）第31号議案、工事請負契約の締結について。幸町地内において施工する海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）それでは、第31号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は、海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事でございます。工事の場所は、海田町幸町地内、請負金額は4億1,040万円、受注者は、株式会社増岡組広島本店、常務取締役本店長平田啓二で、工期は議決の日の翌日から平成28年3月31日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料1の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札は、海田町建設工事指名業者等選定要綱に基づき地元企業を中心に20社を指名いたしました。入札の結果、全ての入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格を下回り、最低の価格を提示した株式会社増岡組を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては、担当課からご説明いたします。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）それでは、海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事について、ご説明いたします。資料2の工事箇所図の準備をお願いいたします。表紙をめくっていただき最初のページをお開きください。最初に、建物の概要についてでございますが、工事を実施する建物は、海田中学校の北校舎及び中校舎でございます。配置図で赤色の網掛けで示している校舎になります。次に、工事の概要についてご説明いたします。次ページの立面図をご覧ください。まず、耐震補強工事についてでございますが、窓の外側に補強ブレースの設置、外部壁面に構造スリットの設置、外部階段の補強工事などを実施し、耐震性の向上を図ります。設置箇所については、補強ブレースは各校舎、立面図に赤色塗りつぶしで示している箇所、構造スリットは赤線で示している箇所、階段補強は、青線で示している箇所でございます。おそれ入りますが、前のページにお戻りください。引き続き、工事の概要でございますが、内装改装工事といたしまして、床や天井の張替、LED照明への取替工事などを実施いたします。外装改修工事といたしま

しては、外壁の補修や建具の取替え、屋上防水改修を実施いたします。次に、工事期間中の仮設校舎といたしましては、現在のテニスコートの位置に3階建て1棟を設置いたします。仮設テニスコートといたしましては、テニスコート2面を設置いたします。仮設校舎の位置につきましては、配置図で青色に塗りつぶしている箇所でございます。仮設テニスコートの位置につきましては、青線で示している箇所を予定しております。次に、工事のスケジュールについてご説明いたします。2ページお進みいただき、最後のページをご覧ください。7月中旬頃から仮囲い等を設置し、8月頃から耐震補強工事を行います。また、建築確認申請などの準備期間を経て、9月頃から仮設校舎の建設を始めます。仮設校舎の完成は10月末を予定し、教室等を仮設校舎に移した後、内装改修工事等を順次行います。平成28年1月頃の完成を目指し、その後、足場や仮囲いの撤去、仮設校舎の解体を行い、工事全体の完成時期は3月末を予定しております。最後に、工事にあたっての学校側の対応についてでございますが、内装工事中は北校舎及び中校舎が使用できなくなりますので、事業等は仮設校舎で対応いたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。工事スケジュールについてちょっと分かりにくいので、お伺いします。仮設校舎の建設が10月末に終わるということは、これ見る限り11月頭から1月末まで、仮設校舎使えますよね。ただ、耐震補強工事も8月から11月になつとりまして、9月、10月、仮設校舎がないままに耐震補強工事を行うようになっておりますが、これは授業に支障が出るように思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）授業で使えなくなるのは、スケジュールの内装改修工事の時期の間のみでございますので、この表で言いますと、11月から1月の間が、使えなくなる期間ということでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）耐震改修工事に伴う騒音振動の部分につきましては、その振動の発生する既設部分の取り壊し等につきましては、夏休みの期間中、あと、授業のない、土曜日等を活用して、極力授業に影響のない形で実施を考えております。万が一授業の行われる平日に行われる場合でも、既にエアコンがついておりますので、その辺を活用しな

がら学校側と調整をしまして、極力影響のない形で工事を実施していきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確認ですが、夏休み以外は、平日はほとんど工事を行わず、土日に工事を行う。万が一平日の場合は、エアコン等を使って支障のないようにとおっしゃいましたが、暑さ寒さは別にしても、振動等はそれなりにあると思いますが、その点はどのようにされるのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）平日全くしないという訳ではございません。騒音振動が大きいもので、それが、特に授業に影響の及ぶものについては、土曜日等授業のない時間を使わさせていただきます。騒音振動が少ないものにつきましては、平日、当然作業の方はさせていただきますと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。町長の施政方針の中で、今年度で100パーセント、耐震で終了するという報告があり、こうして、契約の議案が出てきておる訳ですが、北校舎・中校舎が今回該当される訳ですが、私の調べた範囲の中では、中校舎の、昭和45年に建った、経過年数41年ですね。444平米の、これが、耐震補強の必要性が不要というのが、これまでの資料の中であるんですが、この問題は、中学校の中校舎の、いわゆる8の2というぶんですよ、これはどうなってるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）海田中学校に中校舎が2棟ありまして、1棟の方は耐震補強不要となっておりますが、もう1棟の方が耐震基準を満たさず、今回の工事になります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）あまり聞きとれなかったんですが、残りの分については、もう今までやっておるのか、それとも、町長が言う100パーセント、小・中学校含めてですが、今回中学校のこの問題議案出ておる訳ですけれども、残りの部分については今後、耐震のそういう補強の対象にはならない、こういう判断をしていいのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）耐震補強の不要といいますのは、I s値が0.78あるということで不要という判断をしているところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですがね、先ほどの仮設の云々と言うのがあった訳ですが、まず耐力いうんか、耐震力が足りないから補強しましょう、工事中あちこちはつたりなんかする訳ですよ。さらに補強するまでは強度が落ちる訳じゃが、使うっていうのがまずおかしいんじゃないん。そのために仮設をつくるんじゃないんが、仮設は2か月使おうと3か月使おうとあんまり変わらんと思うが、この辺の準備の状況がおかしいんじゃないかというのがまず一つね、二つ目はね、この、資料の1を見ると、20社のうちでね、14社か15社が辞退しとるんよの。これ、過去のデータでも、この業者はほとんどこういうのは辞退しておるんで、2度も3度もこう辞退されとる業者を再度指名しておるとするのはこれ、どういうことなのかちゅうのが二つ目ね。それから資料の2の3ページかな、これバランスがね、イメージで立面図に書いとるよというのが、建物というのは、あくまでも、バランスの話しとる訳だが、どっちが表でどっちが裏か知らんけども、ブレースの位置があるんとないとことある訳よの。1階部分だけやとる、片方は2階3階、1階2階か、やとる。これはちょっとどうなのか、それだけの要求強度が出るのかどうかというのね、そういうことで、併せて、これは震度なんぼまで耐えられるようにこの補強はされるのか。もう一つはね、入札の時にね、いわゆる図面だけ渡すのか。あるいは、仕様書、そういうものも含めて渡すのか。要するに積算過程においてね、業者が全部自分方で数量を拾うてやるのか、こっちから資料を提供して数量を出したものに単価を加えるのか、その辺を併せて聞きたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず、多くの業者が辞退となっており、これらの実績を踏まえて、何度もその入札することについてでございますけれども、この度の入札におきましても、辞退をされた業者につきましては、事前に、辞退届というものを提出をさせていただいております。現在におきましては、辞退届を事前に提出をさせていただく、正当な手続により辞退される業者については、その後の入札におきましても、特に不利益をなるような措置は行っておりません。それと、最後の、指名に関して配付する資料でございますけれども、図面とあわせて仕様書の方もあわせて業者の方に渡しております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）工期の設定におきまして、工事期間中に使用することはどうなのかということでございますが、外部につきましては、工事を実施している最中において、教室

の中身といいますか、校舎の中を使用することについては問題ないと考えております。ブレースの設置・配置につきまして、バランスがよくないのではないかとというご質問につきましては、保有水平耐力といたしまして、建物のそういった地震に強い強さを設計するにあたって、この位置にこういう形でのブレースの設置が有効であるというふう設計のもと、審査を受けて確認をしたものでございます。震度につきましては、およそ5程度、震度5前後のものについて耐えられるような数値になっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）せっかく補強する訳ですが、震度5程度、意味がよう分からんのじゃけどね、今頃は震度特に5、6あたりについてはね、弱・強というのがあって、5程度、5の弱もあれば5の強も、ね。7まである訳ですが、それで十分安全を保てるのかと、こんなふうになる。それで、さっき言うた、あっちこっちへ、壁やら、補強のために、取り合い部分をはつったりする訳ですね。当然、今以上に強度が落ちるはずなんよ、工事期間中。にもかかわらず、そこへ生徒を入れて授業をすところいうて言うてるんよ。ほんでどっか訳分からんようになったら知らんけども、仮設であっちの校舎に変わってもらんじゃと、ちょっとその辺の順序がおかしいんじゃないかということを知りたい訳よね。その辺を、言うたように、震度が落ちる、足らんから補強しよる。繰り返しますが、震度足らたらんから補強する、コンマ78か何ぼか知らんけども75か、ね、それに及ばんから補強する訳ですよ。その取り合いを、壁をはつたり梁をはつたり、柱をはつたりするんじゃろう思うんよ、補強のために。さらに強度が落ちる。その間、授業で使うというてる。ほんで、半分用事がないようになったところに仮設を建ててあっちへ変わって行く。はつた時に地震が起きたらどうするんかね。ちょっと安全意識が足らんのじゃないかと、こういうことを言いたい訳よね。どうなのか。それと、もう一つはね、仕様書は誰が積算しとるんか知らんが、積算でそれで足りるか。不足した場合にどうなるのか、予算オーバーということになってくると思うんよ、あれが落ちておりましたという、ね。これ業者積算だと、仮にそれが落ちとったとしても、凶面だけ渡しとるんだから、それあんたがたが落としたんだから、それは責任施工でやってくださいということが言えると思う。そのために仕様書をどうしとるんかっていうことを聞いてる訳ですが、事前に渡すと、その範囲のものしか積算できん訳よ。それから指名についてはねえ、辞退届出したからいいよ、2度も3度も過去に出とるのにね、別業者もおる。何が言いたいのか、地元業者がおらんのよ。これぐらいの施工能力はあるはずな

んよ。一方では地場産業の育成だ企業の育成だいうておきながら、そういうことで地元が1人もおらんで、14社も15社も、辞退するような業者を2度も3度も指名しておく。おかしいんじゃないか。これについて、もうちょっと、どういう見解か、説明願いたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず町内の業者を選定していない理由でございますけれども、こちらにつきましては、海田町の選定要綱に基づき、この20社を選定したものでございます。こちらの要綱につきましては、あらかじめ、町の方で策定をし、ホームページにも公表しておりますので、この基準に基づいて、業者を選定しなければならないものというふうに考えております。ただ、こちらの要綱につきましては、定期的に見直しをしております。昨年の海田西小学校の耐震補強工事であるとか、この度の海田中学校の耐震補強工事に、結果として町業者を入れておりませんので、見直しをするときには、今回の事例も参考に見直しをしたいと考えております。それと、指名に際し配布する図書と仕様書の関係でございますけれども、こちらの図面・仕様書につきましては、町の方で積算を行いまして、補強が確実にできるものを積み上げ、弾いたものでございます。業者の方にこれら仕様書を配付をいたしまして、施工上で支障となるようなものがありましたら、事前に質問書を提出をしていただきまして、そこら辺は解消して入札をしておりますので、議員ご指摘のような心配はないものと考えております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）耐震補強の工事中に地震等が起こった場合ということでございますが、工事期間中の、そういった方が一に発生するというのも完全に排除はできませんが、工事中につきましては、そのような形で、授業を実施するということはできるというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まあそうなのかもわからんがね、最大の安全率を見て、ね、万が一のためにそれやりよる訳よ。極端に言うたら生涯もう地震はないかもわからんよ、ね、震度2、3以上の地震はないかもからん。万が一のために補強をしとるんじゃ、ね。だからそこらは、ちょっと甘い。まあそりゃあええけども、しっかりそこらをね、万が一のためということを考えてやらにゃいけん。それからね、地元業者云々というのがあった訳ですが、執行規程の4番目だったか5番目だったかよう覚えんけども、その中に、過去何年間か、こういう公共工事の実績のものについては、ね、昔は、いわゆる入札保証

金、契約保証金というなのもあつたりした訳ですが、特例措置があるはずなんよ。だから、今から見直して考えますと今言うとする訳で、今後大いに考えてもらわにゃいけん訳じゃが、そういう過去の実績は考慮するようになってははずなんよの。だから、そこらいつも言われる地場産業の育成やら商工会、それはあまりしゃべって言わんが、そういうものを出したりねいろいろしとるが、肝心のところで抜けるとんよのこれが。ちょっとそこらの配慮が足らんのではないか。再度、そういう免除規定みたいなものがあるだろう、入札の執行規程に。過去の実績を考慮するようになってははずなんよ。何条の何項だったかまでは覚えんけれどもね。そういうものがあるのになぜ活用せんのかということが言いたい訳よ、その辺の答弁を。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）指名にあたりましては一番は過去の実績よりも、ランクが、まず関係してまいります。その中で、地元業者を育成という形から、そのランクを上へいけるといふのを設けておりますが、それも一定の基準までしかいけない、それは過去の実績で、そういう受注していないということになっておりますので、その兼ね合いというところにしております。おっしゃいましたような実績というところが加味されてランクが決められておりますので、そのランクのところでは指名基準は定めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）再び5番、住吉です。ふと思ったんですが、仮設校舎の建設ですよ。9月、10月の2か月にされとるじゃないですか。これを普通に7月、8月にすれば、2学期から子どもら仮設校舎で授業受けれますよね。ということは工事中の騒音や振動に悩まされずに済むし、先ほど前田議員が言ったように、耐久度が落ちた校舎で2か月間授業を受けるという摩訶不思議なことも起こらはずなんですよ。まあ多分仮設校舎のリース料をケチったんじゃないと思うんですけども、それをケチったところでどうするのかと。子どもの安全のための仮設工事であるにもかかわらず、2か月間子どもの安全を、2か月じゃない9、10、11じゃけえ、9、10か、2か月間子どもの安全をないがしろにして耐震補強工事をする。ましてや騒音、振動が全く防げるは訳ないけえ、授業にも支障をきたす。なぜここで仮設校舎を7月8月に建設してしまわないのか、また今からこれ変更できないでしょうか、この2件。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）仮設校舎の建築にあたっては、事前に建築確認等の手続きが必要にな

ってまいりますが、ご指摘のように、事業者と協議を行いましてその仮設校舎につきましてはできるだけ早く建てれるようには協議をしてみたいと思っておりますけれども、今現在こちらに出さしていただいている工程表につきましては、標準的な日数を考えると、こういうことになりますので、今後はそれについては業者と協議をして検討してみたいと思っております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）住吉議員と同じことを聞こうと思っていたんですけども答えが出ましたので、今の件なんですけども、それこそなるべく早く仮設校舎ができるように。入札状況なんですけども、状況というよりも、この入札が終わった後に翌日にホームページでこの結果が出されていまして。そのときに思ったんですけども、予定価格がそのときに掲載されてなかったんで、何でかなと思って今日質疑をしようと思っていたら、今朝確認したら、予定価格が出ていた。これはなにか理由があったんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）契約が済むまでは、予定価格を出した場合、相手との契約が済むまでは出さないという形で、直ちにはどこが指名してどこが落札したとかしておりますが、予定価格については契約締結後に公表しております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）おかしい、じゃあ、今から契約でしょ。じゃあ、議会の認定がない時点で、予定価格が3億8,594万1,000円、今日出てましたよ、どういうこと。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）用語を間違えておりました。議会認定ですから、仮契約の締結が済むまでということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。先ほど、耐震が震度5程度でということだったんですけど、先週か今週ぐらい、テレビで広島県の小・中学校の耐震補強のことやっておりましたけども、広島は最低だということで、そのときに、震度6を基準にしていうふうなのでやっとなったんですけども、震度5と6いうのはかなり違うと思うんですけど、この県とのああいうふうな発表するときの基準いうんですかね、は、どういうふうになっておるんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほど建設課長の答弁ちょっと修正させていただきます。震度6程度で、耐震の方は設計のほうはさせていただいております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「議長、間違った答弁しとるんじゃないやけえ、訂正させんにやあいけんよ」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）建設課長は震度5言われたんです。

（「訂正したじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）震度5と申し上げましたが、震度6でございます。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。第31号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第31号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第32号議案、工事請負契約の締結について、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、工事請負契約の締結について。大立町地内において施工する海田南小学校体育館耐震補強等工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第32号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は、海田南小学校体育館耐震補強等工事でございます。工事の場所は、海田町大立町地内、請負金額は1億1,512万8,000円、請負者は溝手建設株式会社代表取締役藤平茂で、工期は議決の日の翌日から平成27年12月25日まででございます。続きまして、

入札結果についてご説明いたします。資料3の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、AランクまたはBランクの業者が基本となりますが、総数の3分の1を超えない範囲で選定が可能な、町内に営業所を有するCランクの業者3社を含む13社を指名いたしました。入札の結果、全ての入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格を下回り、最低の価格を提示した溝手建設株式会社を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川） それでは海田南小学校体育館耐震補強等工事についてご説明いたします。資料4の工事箇所図の準備をお願いいたします。表紙をめくっていただき、最初のページをお開きください。最初に、建物の概要についてでございますが、工事を実施する建物は、海田南小学校の体育館でございます。配置図で赤色の網掛けで示している建物になります。次に、工事の概要についてご説明いたします。次ページの断面図をご覧ください。まず、耐震補強工事についてでございますが、既設の鉄骨ブレースを鉄骨柱で補強して耐震性の向上を図ります。鉄骨柱は2階ギャラリーに設置いたします。設置箇所は断面図の赤線で示している箇所でございます。おそれ入りますが、前のページにお戻りください。引き続いて工事の概要についてご説明いたします。内装改修工事といたしましては、床、壁及び天井の改修、LEDへの取替工事などを実施いたします。外装改修工事といたしましては、外壁の改修や建具の取り替え、屋上防水改修を実施いたします。外溝改修工事といたしましては、体育館の玄関にアクセスする車いす用スロープを設置して利便性の向上を図ります。次に、工事のスケジュールについてご説明いたします。次のページをご覧ください。7月上旬頃に館内の物品を移動し、中旬頃から仮囲いを設置し、8月頃から順次耐震補強工事等を行います。内外装とも平成27年11月の完成を目指します。工事全体の完成時期は12月下旬を予定しております。最後に、工事にあたっての学校側の対応についてでございますが、工事期間中は体育館を使用不可とし、学校及び児童クラブ用の駐車場については、グラウンド東側に仮設駐車場を設けることにより対応してまいります。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。第32号議案、工事請負契約の締結についての工事名

で、耐震補強等工事の関連なんですけど、先日の文科省の発表で、海田町におきましては小中学校であと1棟が工事が済んでないという新聞報道があった訳ですけども、それはどこで、その工事はいつを計画なさっているんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）はい、先日の新聞報道ではですね、私がついている資料によりまして、耐震補強が耐震性が確保されてない棟数3棟ということになっておりまして、3棟の内訳がですね、海田中学校、中校舎・北校舎、及びこの体育館ということで、この今回の契約で、全てが、耐震工事が終わるものと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第32号議案について採決を行います。諮りいたします。第32号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第32号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第33号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第33号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の町内移住を促進するため、住居手当の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第33号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いします。資料は、資料5の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料6の職員の給与に関する条例新旧対照表になりますので、併せてご覧ください。改正内容につきましては、資料5の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でご説明させていただきます。

ます。改正の概要でございますが、海田町内において1万2,000円を超える家賃で住居借り受けている職員の住居手当を、5,000円引き上げるものでございます。これにより、住居手当は最大2万7,000円から3万2,000円になるものでございます。町外に居住の職員については、改正前と変更はございません。施行期日は平成27年10月1日からで、10月支給分から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○6番（宗像）先ほど一般質問で、再質問の方はこちらのほうでさしもうと言いましたので、これでさせていただきます。まず1点目、財政的な面、この手当を出すことによって、町の財政支出は、現段階でどのぐらい増えるのか。当然今町内に住みどるものに対して新たに支出が増えると思いますので、その支出はどの程度になるのか。また次に2点目、町外者が町内に転居した場合、転入した場合、例えば広島市の中心部、それから、広島市の西部地区、佐伯か廿日市あたりになるとおもいますが、また次に広島市北部のものが海田町に転入した場合、北部地区のものが転入した場合、この場合は通勤手当が今度いらなくなりますよね。通勤手当と、この手当を出すことによる年間の支出の差が、もし計算されておれば出していただきたい。次に、3点目、一番、住宅手当を出すということは、今度は逆に町外に出ていく可能性がありますよね。実際には一番いいのは、海田町に定住していただくのが一番ベターだと私は思うんですけども、実際定住する人に対しての手当については、全く考えてないのかどうか。僕は、こういうふうな格好で町内に居住していただくいうのであれば、当然、町内に居住している者、実際定住している者、定住しているという人いうたらもうほとんど定年までまず逃げること、逃げるいうたらおかしいんですが、転居することは可能性が低い訳ですが、そういう人を常に引き止めとくためにも手当が必要ではないのだろうか、について。今の3点目、これ4点目については、ある自治体では町内の手当を上げながら、町外のそういう住宅手当を下げてるとい自治体があると聞いております。海田町の場合に、この手当、町外者の場合の手当を下げるということは考えなかったかどうか、検討されたかどうか。最後の質問ですが、これは過疎地区はよくやっている定住政策ではないですけども、町内に逆に定住していただくっていうのはおかしいんですが、町内にずっと住み続けるような可能性の方にも、今度は逆に引っ越しに絡む費用をある程度面倒を見て、町内にずっとおれる、ただし何年か以上おらなかった場合にはその返還が出るような可能性の

問題、その問題については検討なされなかったのかどうか、それについてご答弁お願いします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず1点目の、どの程度予算がというところでございますが、まず、今回の条例の施行が10月1日となっておりますので、約半年間で48万円の増になります。1年間ですと96万円ということになることになろうかと思えます。それから、通勤手当が当然減るのではないかとこのところで差額は検討したのかというところでございます。うちの方で当然通勤手当が減りますので、東西南北で、ポイントを出して比較しておりますので、それを答弁させていただきます。まず、可部方面からですと、これが月額、約一月、9,900円通勤手当かかっております。それから、五日市方面ですと、五日市駅から約7,800円、それから、西条駅からですと約1万2,000円、それから呉駅からですと約7,800円、それから、広島駅からいわゆる市電を使う市内中心部からですと月額で約1万400円ということになっております。それから、4点目の、町外者を下げないのかというところでございますけども、住居手当につきましては、生活給の一部と考えておりまして、海田町においては基本的には人事院勧告どおりにその最低ラインは設定してきた経緯がございます。今回条例改正をするにあたって、先ほど議員がおっしゃられました他の市町の条例案も見まして検討しましたけども、本町においては、人事委員会も組合交渉もない、本町がですね、人事院勧告より下げることについての是非を内部で検討した結果、今回の条例改正案に落ち着いたと、そういうことでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）3点目と5点目の定住者、特に持ち家の人間にというところについては私の方からお答えします。これにつきましては、逆に全国的に持家に対する助成という手当が、人勧それから都道府県の人事委員会それぞれにおいて、見直されて、逆になしにしていくという中で、それをおっしゃられます定住という政策目的で町の職員に対してだけそういった持ち家手当ないしは居住のためのを出すというところについて、手当のあり方というところで、まだそこまで踏み切れない。それに対して、今回踏み切りました住居手当というところでは、先ほど総務課長が申しました最低限のレベルが出ておりますけども、引き上げについて複数の自治体において、こういった定住というか、災害対策等でやった例も出てきたという形で踏み切っております。ですから、そういった公務員の手当に対する住民の目を見たときに、議員がおっしゃられますように、そうい

った定住を促進するということから許容されるかどうかというところの見極めが必要だと思っておりますので、現段階ではその手当としてある賃貸住宅に対する住居手当における運用という形で考えておまして、おっしゃられましたいわゆる持ち家を海田町内という部分についての誘導策については、今後の課題だと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）現在の、今海田町におるものに対する手当については48万円、これ丸々純増になるものと理解させていただきますが、これ逆に、町外者が町内に転入した場合に、今言われた一番安い地区で7,800円ぐらい。じゃ、安くなる部分ぐらい手当てを上げてやってもいいんじゃないか。もう少し上げることも必要なんじゃないかなという気がするんですが、差し引き考えたら、今の町内者に、町内に住んどられる方については純増は仕方ないにしても、今度は町外から町内に来る人間については、この一番、通常このぐらいの距離であろうというところの安い部分で、その手当ぐらいは最低限上げてやるべきだと考えるんですが、その点について1点、それから、先ほど副町長の答弁にありました、定住するものに対してどうするか、確かに民間の立場との問題もあろうかと思うんですが、災害等が起こって1番真っ先に呼び出された真っ先に時間外に呼び出されるいうたら町内者なんですね。そういう意味での手当てと考えれば、十分、民間に対応できる部分があるんじゃないか。もう少しこれ検討の余地があると思っておりますのでその検討をしていただきたい。それから最後に、それができないんなら、先ほど最後に申し上げた定住施策みたいな形で、費用負担について、しょっぱなだけいくら持つ。そういう中の、これらを含めた、再度、検討をお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの、一点目についてもですね、これもまた、いわゆる公務員の手当として今度はどこまでが妥当かというところが、いわゆる人事院勧告で定めている額よりどの程度というところで、いわゆる人事院勧告で定めている額よりどの程度というところで、おっしゃいましたように、それは確かに通勤手当が減額になるとかいろんな要素はございますが、ここについてはやはり先行した自治体の例とかそういうところで考えております。当然にこれの効果がどう出るかとかそういうところでいきたいと思っております。それから、2点目、3点目につきましても、奥の、いわゆる中山間の自治体での定住施策も、どちらかとそういう職員に対してそういう処置をするのではなく、定住されてこられる民間の方にされるという、そういった例はあるんですが、それを、役場の

職員に対してそういった定住を促すために優遇策を行っているという自治体が、まだ、これ、この住居手当以外では、今の段階ではございません。それを海田町でやるという場合に、今議員はそういうふうにご理解いただきましたが、危機対応とか、それはそれが当然じゃないかと、それも給料のうちだという議論も当然に住民の方の中から出てくると思っておりますので、これは継続課題にさせていただきたいと思えます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）さっき、人勧、人勧とおっしゃられますが、下げるのをしない。よその自治体においては下げて上げてる。じゃ下げる部分について、うちはやらないのであれば、この部分を少し上げてやったらどうだろうか、それは要はこういう手当が減る部分が補完できるのではないかという意味で申し上げているんで、ある程度の説明はつく部分があるんじゃないか、ということで、ご理解願いたいのと、最後、今後検討課題とされたことには、必ず検討していただいてご報告願いたいと思えます。以上です。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）手当の額についてはこれ、国に報告の義務ございまして、そういうような中で、今から報告するときにはその総額ではなしに、それぞれの手当において、どういう支給しているかというのを一応報告すると。公務員に対するその手当が公表されるという形になっておりますので、そうした段階において、どこまで理解が得られるかと。それと、当然この目的であります町内に職員を居住させるというところの、その割合というところを、が今から問われるんだらうと思えます。今回も、単にその上げるんだというところだけに着目されますと批判を受けるということも覚悟しておりますが、その両方の割合を考えてまいりたいと思えますので、例えばこれで、職員がどれぐらい移住してきてくれるかとか、そういうようなところがありますので、これで終わりだと思っております。やはり、今の町内在住者と町外在住者の割合というのは、海田町にとって大きな課題だと考えておりますので、これで終わることなくまだ検討は続けてまいりたいと、それはまた皆様方にお諮りしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。提案理由の中にですね、職員の町内居住を促進するため住宅手当の改定を行うというのが、提案理由ですね。議会の方から見ればですね、人事院勧告もなければ、法の改正もない。唐突に、こういうね、改定が行われておるようには私は受け取るんです。そうするとですね、県の指導があったのかあるいは町長の広島

県内の町長会、これらで歩調を合わせるためにこういう提案を出されたのかどうか、それをお伺いいたします。なんか不自然な感じがね、唐突に出されたんで、するんです。それをちょっと。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）このことは二つ理由がございます。一つは、年々町内の職員の居住率が下がってくることに對して、どのように対応しようかというところ、これは内部の課題でも考えておりました。それからもう一つには、やはり、一般質問において、町内の居住者を採用を増やせないかというご質問がございましたが、それは今の採用のいろいろな面から難しいとお答えしたときに、それではなんかほかの方法が考えられないのかというお話がございましたので、その二つを理由にいろいろ検討してる中で、県内におけるある1自治体、それから、関西圏におけるこれはわりと大きな政令市でございますが自治体において、この住居手当の町内者に限り引き上げると、県内の場合には、引き下げも行っている町外の引き下げも行ってるんですが、そういったところがありまして、それを検討して、海田町においてはどうあるべきかということをしておりました。で、今回ちょっと唐突に見えるかもわかりませんが、やはり、本年度の採用状況を見ましても、そういったような状況で、なかなか採用した職員も、町内へなかなか定住しないという中で、やはり、こういう言い方しては、職員の意欲にかかわるかもわかりませんが、こういった待遇改善というか、手当の増額ということを行えば少しでも職員が海田町内へ賃貸をしないかという形で、唐突のように見えますが、今までいろいろ検討してきた中で、他の自治体にも出たというところで、これを皆様方にお諮りしたいということで考えました。ですから、他の自治体との協議とか県の指導とかはございません。県内の自治体の中には、町内居住者の率が高いようなところもございますから、同一的なこれ課題にはなっておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。参考までにお伺いしますが、今現在の町内在住者の職員の割合、それと、今回条例を改正することによって、それはどの程度まで増えると考えていらっしゃるか、この2点をお聞きします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず町内職員の居住地でございますが、職員数が190名、海田町がうち55名でございます。で、広島市が106名、その他が29になっております。改正でど

の程度上がるのかというところがございますが、正直少しでも増えてくれることは望んでおりますけども、いわゆる数値目標というものは立てておりません。また、そのほかに海田町に現在住んでいる人間が、この条例改正を受けて引っ越すとか、そこを促進するというかそういう言い方が変ですけども、そういうことになればと、そういう効果も見込んでおります。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 33 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 33 号議案について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 34 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 34 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げ等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第 34 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書 7 ページをお開きください。資料については、資料 7 の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料 8 の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料 7 の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。今回の改正は、地方税法施行令の一部が改正されたことなどに伴うものでございます。まず、第 2 条の改正については、課税限度額を改正するもので、基礎課税額 51 万円を 52 万円に、後期高齢者支援金等課税額 16 万円を 17 万円に、介護給付金課税額 14 万円を 16 万円にそれ

ぞれ引き上げを行うものでございます。次に、第 23 条の改正ですが、先ほど説明させていただきました第 2 条と同様の各課税限度額の引き上げに伴う金額の変更と、国民健康保険税の減額の基準について、5 割及び 2 割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を引き上げるものでございます。5 割軽減では控除加算額を 24 万 5,000 円から 26 万円に 2 割軽減では 45 万円から 47 万円にそれぞれ引き上げ、軽減を図るものでございます。最後に、附則第 3 条の改正ですが、平成 29 年 9 月に議決をいただきました海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行期日の一部改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。以上で説明終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。まず 3 点お尋ねをいたします。一つはですね、4 万円、1 万円、1 万円、2 万円、で合計 4 万円上がる訳ですが、平成 18 年度から 27 年度ですね、今度上げたとして、平成 18 年度では、56 万円の限度額でしたが、27 年度では 85 万円、29 万円もの、この 10 年間で限度額を引き上げることになります。実際これでもいいのかどうか、数字があっているのか。もう一つは、いいのかどうかという面は、負担がこれだけ多くかかる訳ですが、その辺についてはどう考えるか。もう一つはですね、国保に加入していない世帯主の所得割も、これが加算をされるのか。該当するのかどうかということですね。三つ目には、減額をして、限度額、先ほどありましたが、限度額で増収になる訳ですが、歳入の変動はどう変わってくるのか、これをお尋ねいたします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）はい、まず 1 点目の今回の課税限度額の合計と、平成 18 年度の合計金額の上昇分ということなんですが、私の調べたところによりますと、平成 18 年度の課税限度額の合計が 62 万円ということになります。今回 27 年度提案させていただいた額と比較しますと、23 万円上昇ということになります。今回、課税限度額の上昇ということなので、基本的には、より所得の高い方が負担をしていただくということになると考えております。で、そのかわり中間所得層の消費税増等の軽減が図れるということと考えております。次に、2 点目の、国保に加入されてる方の世帯で、国保に加入されている方の世帯に、今ここに、世帯の中で、国保以外に加入されてる方の収入が合算されるかということだと思んですが、これは加算されません。で、最後の 3 点目につきましては、

歳入につきましては、今回課税限度額の引き上げによりまして、全体で、歳入が増える金額といいますと、約 160 万円程度を考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）改正による影響がね、かなり出てくる。私の計算では18年度56万でしたが、今62万と言われましたけれども、それにしても、18年度除いて19年度でこの9年間で約20万円、限度額が増えたということになる訳ですね。先ほど税務課長の答弁の中では高額の人がよけい払っていただく、高額の位置づけがどこまでがどうなのかというのが出てくる訳ですね。国保に加入されている全体の中の、所得が低くても、わりと高額、所得がちょっと多かっても高額という判断をされる訳ですが、そういうことではなくて、国保全体を下げる、かなり努力もされてきてはおりますけれども、こういうことが、本来の国保の被保険者の安心・安全のそういうまちづくりの一つになる訳ですね。そういう面から見ると、全体の本税も下げてる。こういう方法をなぜとられないのか、これは、課長に聞いてもしようがないんですが、理事者のそういう町長、副町長の答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）本町の現在の国保税につきましては、赤字補てんを一般会計からすることによって、ずっと据え置いてきております。そういうような中におきまして、現在、県内におけます負担区分においても、相当な上位にあったものが現在中位、中位の中でも下位の方に来ているというような中で、引き下げることには考えておりません。現段階の抜本の見直しということにつきましては、つい先日の法律の施行により、国保の広域化、都道府県化ということになっておりますから、その段階まで現段階の国保体系というもの、海田町における国保体系というのは、その時点までは段階的、緩和的なことも含めて、今のままで据え置いていこうかというふうに思っております。もし、逆に、最近の医療給付費との関係とかというような見直しをした場合には、他町と同様に若干の引き上げも考えなければいけないというところにあるかとは思いますが、その部分については先ほど申しました、今後の新たな国保制度というところを見据えた段階で、今何らかの形をとるのかというところがあるかと思っております。今後の国保については、今回の制度では、国都道府県において各市町の国保料を標準的な国保料を示されて、それに則って課税するというような形になっていこうと思っておりますから、こういう大きな制度設計がある前に海田町の独自の設計をつつくというのは、いかがなものかとい

う考え方で、現在はおります。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。西山議員。

○12番（西山）まず最初に、資料7の第2条の課税額ですけど、先ほど、この限度額を上げることによって、収入増は160万ほど収入増になるということでしたが、これで、影響する所帯は、まず何世帯ぐらいでしょうか。次に、第23条の課税限度額の引き下げによる、今回の、よって、対象者は何人ぐらいが減額になる予定でしょうか。また、この保険税軽減による収入の減額は、いくらを見込まれてますでしょうか

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）まず課税限度額の引き上げによります、影響を受ける対象世帯いう事なんです、これは、基礎課税分、後期高齢者支援均等分、及び介護保険金、それぞれ60世帯程度に影響があるものと考えております。次に、軽減の拡充のほうで、対象者が何人ぐらい増える見込みかということだったと思うんですが、これは、全体で約70名を見込んでおります。最後に、保険税軽減による収入減額につきましては、これも全体で約160万円程度の減額を見込んでおります。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）許可願います。

○議長（久留島）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を。佐中議員。

○15番（佐中）第34号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。主な反対理由は、負担増を国の方針どおりで強行する提案だからであります。内容は、国保税、後期高齢者支援金等、介護納付金課税分の限度額引き上げるもの、私の計算では18年度56万、さきほどは62万と言われましたけども、19年度から27年度今回の提案を含めて85万円。毎年のように引き上げ、これをまだ引き上げようとする、引き上げをしなかったのは平成24年度。その結果27年度の10年間で、私の計算では24万、課長の計算では23万円というように今ありましたけども、限度額を引き上げたことになります。軽減判定所得の5割は24万5,000円を26万円以

下に、あるいは2割軽減を45万円を46万円以下と、引き下げ幅を拡大とされておりますが、これと引き換えで、引き上げの提案は納得できませんし賛成もできません。先行きの見えない不景気のだ真ん中で、国保税が高すぎる、暮らしの展望が見えないという声が日に日に増大をし、今年度予算審議した予特の資料によれば、滞納は3,929世帯のうち、856世帯28.7パーセントで、約5世帯に1世帯に及んでおる。平成26年6月1日現在の広島県内の全市町の統計資料によれば、海田町の高齢者世帯3,975世帯で、滞納世帯は387と欠損をしとる。そして、資格証計はゼロ世帯ですが、しかし短期被保険者は300世帯となっています。平成27年度は軽減判定基準を少し緩和するから負担限度額を81万円を85万円、4万円も引き上げるということでは賛成できません。引き下げるのであれば、軽減算定基準、国保本税、限度額である全体の引き下げをすることを要望いたします。国保は、加入義務があつて、命を守る行政、国の社会保障で、企業会計のような独立採算制の考え方では提案をすべきではありません。厚労省の説明では負担限度額引き上げは、低所得層、中間層に配慮したものと説明をしておりますが、配慮というのであれば、国の国庫負担額を大幅に引き上げ、町民の負担を軽減することあります。限度額を引き上げて負担増をしておることではありません。執行部におかれましては努力されている点も発言をしておきます。県内23市町の中で平成24年度の結果では1人あたりの医療費は37万7,008円という、県内の市町で17番目にあたります。1人あたりの保険料は、8万9,886円と、県内では14番目、収納率も94.04パーセントで12番目という、ひところの、県内でワースト5に入っていたあの頃をみれば、努力をされていることは、数値の上では理解できます。しかしそうであったとしても、引き上げは認めることはできません。国の政治は、大企業中心で、国民の生活は軽視、いつの時も泣かされております。社会保障充実といって、消費税税制制度を導入して、27年間、使われた消費税分は、大企業を中心とした法人税減税にほとんど充てられております。社会保障に充てられているのはわずか13パーセントと言われております。医療費関係の国保、介護、後期高齢者の高負担とサービスが連鎖する、また、平成30年度をめどに国保運営は都道府県が財政運営の責任を担う方針で、さらに改悪の方針です。私ども日本共産党議員は、今よりも少しでも良い政治を、今よりも少しでも暮らしを豊かに、今よりも少しでも子や孫に良い世の中を残してやりたい、これを基準にして、提出いただいた議案に対する賛否の態度をとっています。住民の負担軽減は、日本共産党の立党の精神、以上をもって反対討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）賛成討論です。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。

○12番（西山）12番、西山です。大変厳しい賛成討論でございますが、やはり海田町国民健康保険税を支えているのは、保険者ひとりひとりです。その為にはみんなで支え合うための今回の改正とっておりますので、第34号議案海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。今回の課税額につきましては、60世帯の方が上がってしまう訳ですけども、その収入増額は160万でございます。今、少子高齢化の社会の中で、高齢者で収入の多い方は、若者世代と同じ税制を担うというのが現代社会の基本となってきました。また第23条の国民健康保険税の減額におきましては今大変厳しい中で、保険料を払っていらっしゃる方の中から70名の方が減額になり、この軽減による収入減額は160万円でございます。そういたしますと、増額と減額で、国民健康保険税の収支はあまり変わらないということになります。海田町の国民健康保険税は、本当に行政の努力によりまして一時は一般会計からの繰入でやりくりをしてきて、必要だと認識しておりますし、先ほどの副町長の答弁におきまして、数年間は保険税を上げないという指針を示されましたので、この今回の条例改正は致し方ないと思います。で、今後行政におかれましては、健康増進による施策の展開と、健診の受益者負担の減を、かんがみてくださいまして、海田町の皆様が健康保険を使わなくていいような、元気で長生きできるような施策の展開をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第34号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 6、第 35 号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 35 号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第 35 号議案、海田町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の 9 ページ、資料 9 の海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をお開きください。今回の改正は、厚生労働省令の一部改正に伴い、保育所に係る保育士の数の算定について、保育士にみなすことができる特例といたしまして、保健師、看護師に加え、准看護師を追加するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 35 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 35 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なし認めます。よって、第 35 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 36 号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 36 号議案、海田の保育所条例の一部を改正する条例の制定について。保育所再整備事業の実施に伴い幸保育所、畝保育所及び西浜保育所を廃止するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第 36 号議案、海田町保育所の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の 10 ページ、資料 10、海田町保育所条例新旧対照表をお出してください。今回の改正は、5 月 11 日に実施した保育所整備特別委員会でご説明をさせていただいたとおり、再整備する保育所を平成 29 年 4 月に開所するためには、民間事業者の公募を 6 月中旬から行う必要がございます。この公募を行う前に、その前提とする幸、西浜、畝の、3 町立保育所の廃止について、保育所条例の一部を改正するものでございます。再整備保育所の用地となる幸保育所につきましては、平成 28 年度から新保育所の建設工事を開始する必要があることから、施行期日は平成 28 年 4 月 1 日とします。また、西浜保育所、畝保育所につきましては、新たに新設する保育所に統合する平成 29 年 4 月 1 日を施行期日とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。今説明を受けましたが、ちょっと腑に落ちない点があるんで、お伺いします。実際に、幸保育所を廃止されるのは、来年の 4 月 1 日、西浜、畝保育所を廃止するのが、再来年の 4 月 1 日。にもかかわらず、あまりにも、この廃止条例を出してくるのが早すぎるように思います。確かに今後、民間事業者の選定のために必要という説明がなされましたが、ちょっと性急すぎるのではないかと。次の新しい保育所の絵があまり見えてないのに、廃止するのはあまりにも無責任じゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。2 点目といたしまして、この廃止条例、可決されました、でも民間事業者決まりませんでした、そういった場合はどうなるのでしょうか。3 点目、これは特別委員会で私が言いましたが、現在の応募要綱では送迎用の駐車場、確か 6 台、これを要件にされていたかと思えます。しかしながら現在一つの保育所、幸保育所が 6 台分送迎の駐車場を確保している。今度は 3 保育所分必要になるんですが、単純計算で 18 台分は必要になると思うんですね。今度三つの保育所まとめて幸保育所のところに建てるというお話ですが、周りを住宅に囲まれ、前面道路は最近交通量が

激増している道路、そうなってくると送迎用の駐車場というのは確実な台数が必要だと思  
うのですが、6台のままで本当に公募されてしまうのか、この3点お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目と2点目は私の方から答弁いたします。1点目につきましては、  
公募するためには、どれだけの保育所が町立から民間に移管するのかというのを確定し  
た上で、民間事業者の方にお示しをする必要がございます。今後、公募があった後に、  
仮に町立保育所の廃止ができないという形になりますと、それは民間事業者の方にとっ  
て、応募するときの確定動機、あやふやなままで投資とかそういうことを考えるかど  
う形になりますから、やはり民間事業者を公募する場合には、その前にそれを確定し  
ておく必要があると。そういうことから、確かにおっしゃいますとおり施行時期は先で  
ございますが、この度提案理由でも申しましたように、公募よりも先に廃止を確定する  
という形になります。それから、これは特別委員会でも何度かご質問が出ておりますが、  
公募がない場合どうするかという話でございますが、これはそのときに、想定はしたく  
はないがという前提でお話ししておりますが、その場合にはやはり町の責任でもって進  
める必要があると思っております。今後の公募の状況で事業者が決定できない場合には、  
改めて、今回の条例の、改正条例の一部改正という形で、その場合は、新たな町立保育  
所をどのようにするかということをお話した上で、この条例を見直す必要、  
一部改正条例を見直して、町立で統合するのか、そういったところを決めるという形に  
なると思います。で、今回は、ですから、まず町の側が統合するということを示しまし  
て、それによって民間からの公募を受けると。それでその公募の状況で、議員ご指摘の  
ように、もし仮になかった場合には、というところだと思います。それから、もう一つ  
に、判断材料としてどのような保育所になるかが見えないという部分につきましては、  
そのために、事前に公募の、今、駐車場のご質問等出ておりますが、公募要領を皆様方  
にお示しすることによって、具体的な絵、それからどこに移管するかというところはお  
示し当然できませんが、最低限このようなものができるというところをお示した上で、  
今回の統合それから民営化ということについて、ご判断をいただきたいというところ  
でございます。ですから、先ほどおっしゃいましたようなところございましたら、今日ま  
た追加でご説明をさせていただければというふうに思います。3点目の駐車場について  
は、担当課長から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川） 駐車場につきましては、先日の保育所整備特別委員会でもご意見をいただいたことから、敷地内、敷地外を含めまして、10台以上の確保、そして送迎に支障のない運営を要件に加えることと考えております。

○議長（久留島） 住吉議員。

○5番（住吉） 副町長の説明を聞いてやむを得ない部分もあるようにも思えますが、なんかちょっと無責任な気がしますよね。一旦廃止条例を決めて、宙ぶらりんになるんじゃないですか、保育所の存続が。もう来年、一個廃止しますよ、再来年二つ廃止しますよ。ところが、一般的に考えて、次の絵が決まって初めて廃止に踏み切れるんじゃないかと思うんですよね。それが、多分我々の感覚じゃないかと思うんですよ。一番分かりやすい例がふるさと館の廃止条例。受け皿が決まっとらんに2回も廃止条例案出すから否決されたんですよ、請願書2回も採択されているのに。それとまた同じことをやってるんですよ、今度保育所で。あまりにも無責任のように思えますが、その点、再考いただく訳にはいかんのでしょうか。あともう1点、10台以上、前回の6台に比べれば4台増えましたが、ほんとうに足りるのか。今度、送迎の距離が今までよりも増える方も当然いらっしゃると思います。3つある保育所を1か所にまとめるんですから。そうなってくると、今まで自転車で送迎されてきた方が自動車で送迎される可能性も出てきますよね。そうやってきますと、本当に、この、10台以上といたら10台も当然含まれます。本当にこれで足りるのでしょうか。その、できましたらその根拠も併せてお願いします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 1点目についてございますけども、考え方がもう一つあるかと思えます。当然に、民営事業者を公募するという段階におきましては、町立保育所を廃止するということが前提でございます。この議論が執行部と議会の方で一致して統合民営化にするという決定というのは、保育所条例の廃止という形でしかございません。そういう中で、執行部といたしましては、民営化に対して議会のご意思が示していただけるのは、この条例の改正というところになります。これがない中で公募するということは、今度は逆にそこが認められてない、保育所の廃止が認められていないのに公募するのかと、民間から公募するのかという形になります。ですから、これはやはり町立の保育所を廃止すると、それを、だから民間から公募するのだという議会のご意思は、この条例でしかないという形になろうかと思えます。そういう中で、議会のご意思が決定してない中

で公募するということは、公募後に、公募して事業者を決定した後に、万が一その中で、3保育所の廃止が認められなかった場合には、町として、当然にその事業者に対して損害賠償、そういった事務を行った損害を賠償する必要が出てまいります。このために、私どもとしては、現段階で、統合民営化ということをお示しした上で、それを議会にこういう形で認めていただくと。特別委員会でも何度も出ております、もし公募がなかったら、それから、あっても、それが我々が認め得るものでないというのであれば、それは町として、当然に、保育の責任を負いますので、ではそのときにどうするか。現段階では町立で建てるというふうに計画変更しなければいけなくなると思いますが、その場合にはそれをまた皆様にお諮りして、条例を、その後の条例をどうするかという、民間事業者に対して、町として、公募する以上は、この条例が残ったままでは、民間事業者としては本当にそれが廃止になるのかならないのか分からない中で、民間事業者の方が今度は決定しなければいけなくなると思いますので、順序といたしましては、やはり、廃止条例を決めていただいた上で民間事業者の公募するという形になろうと思います。公募がない場合というのは、改めて、その段階で当然保育所がないということはありませんから、その場合どうするかということも議論させていただきたいと思っております。それから2点目の駐車場でございますけど、10台にしました根拠は、議員の方からは、今の3保育所の駐車、今の3保育所での駐車台数でお話があった訳でございますが、今回再検討しました段階では、新しい保育所の定数と現在の幸の定数を検討しまして、切り上げたのが10台でございます。これを最低台数といたしました。その上で、先ほどおっしゃいましたように、道路事情とか、それぞれのその、園の運営の方針とかがあると思いますので、提案内容においてどのような形でスムーズにするのか、それは10台だけでも回し方をこのようにするという提案になるのか、もっと違う形で確保することによって台数を増やすというようなところで提案をしてくるのかという形になると思いますので、そこは審査における、いわゆる加点状況という形で、速やかにできるかどうかという審査を行いたいと思っております。その中で、提案内容が、おっしゃられた交通事情を考えてないとかそういうようになれば、当然減点の対象となってくると。ただし、その最低限といった場合にはやはり、今後は示す条件というのがありますから、現段階の定数に対する駐車場台数と新しい定数に対する駐車場台数という形で10台というのは、はじいております。その上で、議論も踏まえた中で、プラス要因を出すようにという、そのところについては、更なるどのような運営方法するのかというところ

で審査をしたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）その駐車場に限ってちょっと聞いてみますが、プラス要因として加点するという説明がありました。応募してきた業者が全部10台で揃えてきた場合、もうそこで終わりですね。審査しようがない。応募要綱は10台以上になっているから、それで失格という訳にはいきません。今の副町長の答弁は、あまりにも無責任すぎるんじゃないかと。畝保育所、再整備のときの話、ふるさと館を叩き壊してでもあそこに建てるというた理由の一つが、送迎の駐車場でしたよね。それと進入路。同じ問題がまた移転先でも起こりますよ、これじゃあ。交通量の多い道路に面していて、なおかつ周りを住宅に囲まれている。にもかかわらず、送迎用の駐車場、えらい軽く考えられている。これで納得してくださいと言われても、今までの説明と全然違うんですから、畝保育所のととき。何もかもが、がらっと変わってるんですよ、地域性いうのもどっか行ってしまいましたし。今回ちょっとあまりにも無責任である上にあまりにも議会に対する説明が不足しすぎている。今回廃止条例があまりにも早すぎるんですよ。畝保育所のとときにあれだけさんざんもめてうまくいかなかったものが、これ、短期間にこれ本当にうまくいくと思っていらっしゃるんですかね、議会が納得すると思っていらっしゃるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の民営化というところについては、複数回の特別委員会で順序を追って説明してまいったと思います。そういうような中で、議論の一つが、確かにこの重要な問題の駐車場というところがこの前の委員会では出たと思っておりますが、その他についての部分というところでは、おおむね、いわゆる民営統合化についてはご理解いただけたのではないかと。その場合の対象法人とかというようなところについても、前回の特別委員会で説明をさせていただきました。それから、応募要領についても説明させていただきました。そういう中で、あまりにもとおっしゃいますが、今の老朽化した3保育所を、早いうちに新しい保育所にすると、そのために29年4月1日の解消を目指すというスケジュールを考えますと、これは先日の特別委員会でお示しましたように、この6月に公募の事務を開始する必要があるとございます。公募の事務を開始するためには、繰り返しになりますが、その前に、統合民営化するという執行部の案を議会の方で認めていただいているというものが必要になると。それはこの条例の一部改正しかな

いというふうに思っております。そのために、この度、条例の改正をお願いすると。で、もう1点の駐車場の問題でございますが、先ほど申しましたように、現在の幸の部分と比例したときに、で、おっしゃいましたような地域要件等が出てまいりますから、増えるとかというところが出てまいりますけども、台数については当然そうかと思いますが、今から、それによってどのような送迎方法を考えるのかというのを提案させます。当然に、その中で、そういった送迎ができないというような民営業者は出てこないというふうに思っておりますので、無責任という部分おっしゃいますが、やはりそれは、当然に、今から運営していく民間事業者の方において、例えば、外に駐車場を用意されるのか、送迎時間を変えられるのか、そういった民間の知恵を出してこられると思います。これは今後、町が運営するのではなしに、民間事業者が運営される中において、先ほど議員がおっしゃいました部分については、民間事業者の方が特にそれを感じられていると思いますので、その点で、我々としては最低限のものを定めた上で、その後を提案型という形にさせていただきたいと思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） あのねえ副町長、あなたはそう頭の中では思っておられるんよ、あなたのは。私らも、ね、民間事業者に委託する、3保育所を統合すると、反対はしてませんよ、ひとつも。だけどそれを6月公募するためには、この条例が、今日の条例が必要だちゅうことはね、保育所特別委員会で、そういう言葉はひとつも出ません、ありませんでした。だからその場ですよね、6月公募するには、6月定例会でこの条例廃止案を出しますから、出さな間に合いませんと、なぜそうきっちり親切に説明されんのですか、ね。言うた言わんはいいですよ。皆さん、聞いた覚えはひとつもないいうて言うてんですから、あなたの頭の中ではそういうことはインプットされてる、だから今の住吉さんの答弁でも、そうですよ。民間企業に委託した場合は駐車場は足らんかったら、民間事業者はそれを感じたら民間事業の率先してそれをやらやられると。そういうね、いい加減な答弁はね、海田町はこころだけしますよ、こころだけしますよと、あとは民間事業者が何を希望されるか、それは民間事業者の思われる、あれじゃ、そういうことの説明がひとつもなかったでしょう、ね。もっと親切に説明をしてですよね、今度は議員が反対したから時期が遅れるじゃあ、どうのこうの、そういう場合じゃないでしょうが。議員が納得するように、特別委員会でも何でも設置がしてあるんじゃないから、そこで、この法案が通るように、親切に説明、なぜされんのですか。ほうでしょうが。今

の、わしさつきから黙って聞いておいたらね、宗像君のあれでもそうでしょう、熊野、府中、海田、坂。海田だけでしょう。職員が 60 パーセント町外が。ありゃあ、もともとがそういうあれじゃから、もっと、きちっとした説明をね、坂町なんか 90 パーセント坂町民、坂町内に住居を置いてちよってんですよ。熊野町も同じですよ。やっぱり親切味がないんですよ。その場限りのことじゃなしにね、やっぱりこういう条例を、廃止とか、ああいうときというのはね、きちっとしたものの考え方をやられんかったらね、皆そういうふうになるでしょう。庁舎建設特別委員会でも、駅前 27 階かなんか知らん、忘れたんじゃが、ね、保育所の件でも、何回、何年、ふるさと館を潰してあそこへ畝保育所を建てると。議会に納得するような説明がないから、皆そういうふうになるでしょう。この件もそうですよ。みなさん、頭の中にあっても、議員の半分ぐらいは、頭にはないですよ、え。6 台ちゅうのも、駐車場も、あれは三沢金属のじゃが、あれを買われるかどうか、あれをそのまま借りて民間に委託で、民間にあれされるか、そこらも全然わかってないでしょう。なぜ、きちっと、物事が、決まったことは、次の一般質問でも出ますがね。物事がね、あなた方だけが分かるとっちゃだめなんだよ。ちゃつと議会が納得するように、だれも、保育所建設特別委員会を開いたらだめじゃいうちやないんですよ。納得してないものは納得してないんじゃないから。そこらの考えはどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、今回の条例が突如出てきたという部分に関しますと、これは口頭での説明とかではなしに、先日の特別委員会で、今後のスケジュールというところで、6 月から公募に入ると。その前提条件として条例改正が必要だと。で、それを 6 月定例会にどういう議案を出すかというのが、今回のこの一部改正条例と、それから、幸保育所を来年 4 月 1 日で廃止した場合には、解体をして、そこに、新たな公募の条件になりますので、そのための解体の補正予算を出すというのは、資料に明記した上で、提案の資料説明の段階でさせていただいております。この部分について、唐突だと言われますと、これは、私どもとしては、資料に明記した上で説明したつもりでおりますので、その部分については、あのときに、今後、公募までに検討させていただきたいという答弁をいたしましたのは、唯一、これは住吉議員から、駐車場の問題で 6 台という部分が少ないのではないかと、それと、特にその部分について、最低条件が 6 台だとこれはやっていけないだろうというお話、これは確かにございました。それで、それは公募についてまでには検討するというお話をしましたし、当然にそれが公募の段階まで、執行部だ

けの検討ではということで、今回この条例を提案するまでに、先ほど申しましたように10台とするというのと、それから、公募条件に、さらなるその運営方法をつけ加えるという形で、皆様方のご判断をいただきたいと。それは、特別委員会ではなしに、この部分については、質問が出た場合に答えられるように、今日の段階まで、その段階については出したつもりです。それで、先ほど住吉議員の方から、それでも不十分ではないかという部分について、さらに議論しろというところがあれば、その駐車場問題については確かにあの段階で宿題になっておりますから、分かりますが、条例が早過ぎるという部分につきましては、これは、私どもとしては、先日の特別委員会で順序の方とその後併せてご説明したというふうに思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

(「議長動議」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)ただ今、前田議員より、第36号議案海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定については保育所整備特別委員会に。

(「ちょっと待てよ」という者あり)

○議長(久留島)はい、前田議員。

○14番(前田)ええとね、直ちに休憩に入って、全協を開いていただきたい。動議を提出します。全協、全協。

○議長(久留島)暫時休憩します。再開は追って通知します。直ちに全協を開きますので、委員会室へお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午後2時48分 休憩

午後3時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「動議」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)宗像議員。

○議長(久留島)ただいま宗像議員より、動議がありました。

○6番(宗像)ええと、ええんでしょ。

○議長(久留島)宗像議員。

○6番（宗像）海田町保育所条例の一部改正の条例について、委員会に付託をしていただきたいという動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ただいま宗像議員より、第36号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定については、保育所整備特別委員会に付託して、閉会中といえども審査できるようにすることの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立します。これより本動議について、起立により採決を行います。お諮りいたします。本動議について、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数です。したがって本動議は可決されました。

よって、第36号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定については、保育所整備特別委員会に付託して、閉会中といえども審査できることにいたします。

○議長（久留島）暫時休憩します。

○議長（久留島）再開は3時25分にします。

~~~~~○~~~~~

午後3時13分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き会議を再開いたします。本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、あすも午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後3時26分 延会